

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
1 項 総務管理費
7 目 財産管理費

資産活用推進課（内線：7088）
→事業実施：行財政改革推進課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立鳥取少年自然の家跡地整備事業	60,910	0	60,910		<35,300> 51,000		9,910	県費負担 45,210
トータルコスト	62,487千円（前年度 0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託業務発注、進捗管理、関係者との調整							
工程表の政策内容	公共施設の配置最適化							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

未利用財産となっている鳥取少年自然の家跡地（鳥取市桂見）の利活用検討に向けて、詳細設計等を実施し、利活用策の具体化を図る。

2 主な事業内容

詳細設計費等 60,910千円

3 想定整備内容

遊歩道、多目的広場等（隣接するとっとり出合いの森との一体管理を想定）

4 経緯及び今後のスケジュール

令和2年 3月 地元地区から利活用に係る要望書提出
 令和2年 8月 地元地区から整備の推進に係る要望書提出
 令和2年 12月～3月 現地測量を実施
 令和3年 4月～ 概略設計を実施
 令和4年 1月 整備内容について地元地区が同意
 令和4年 4月以降（予定） 詳細設計を実施

《整備イメージ図》



(注) 起債欄の<>書きは交付税措置額を除いた額である。
 県費負担額は、起債欄の<>書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
2 目 計画調査費

県民参画協働課（内線：7071）
→事業実施：行財政改革推進課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公民連携推進事業	1,150	0	1,150				1,150	
トータルコスト	16,922千円（前年度 0千円） [正職員：2人]							
主な業務内容	サポートデスク運営、協働連携会議運営							
工程表の政策内容	NPO活動の活性化、協働・ボランティア活動の促進・支援							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

多様化・複雑化する住民ニーズや地域課題に対応するため、行政と民間事業者等（企業、NPO、大学等）が互いの資源やノウハウを生かした「公民連携」による取組の重要性が高まっている。

そのため、民間事業者等からの事業の提案・相談を一元的に受け付けるワンストップ窓口を運営するとともに、行政と民間事業者等が連携して県の課題を解決する事業を支援することにより、地域づくりの一層の推進を図る。

2 主な事業内容

(1) 民間提案事業サポートデスク（638千円）

民間事業者等からの協働に関する相談や提案を一元的に受け付けるワンストップ窓口を運営する。

【サポートデスクの概要】

設置時期：令和3年4月

設置場所：4箇所（本庁、東部地域振興事務所、中・西部県民福祉局）

受付方法：来所、電話、電子メール、とっとり電子申請サービス、ファクシミリ、郵送

相談・提案できる者：民間事業者等

【サポートデスクの機能】

- ・民間提案に関係する県の担当部署との橋渡し・調整を行う。
- ・民間提案に対するスーパーバイザー制度（※）による助言を行う。
※民間事業者等からの提案に対して、行政のみでなく、民間の視点・発想を加味することにより実現度の高い事業化が図れるよう有識者等から専門的助言を行う制度
- ・民間提案により実施する事業の伴走支援、進捗確認を行う。

【相談・提案内容】

地域課題の解決や県民サービスの向上につながるアイデアや事業提案等

<相談・提案の例>

- ・効率的な行政サービスやコスト削減のためのアイデア
- ・県有施設の有効活用
- ・様々な分野において継続的に協力し合う連携協定の相談・提案など

(2) 鳥取県協働連携会議（512千円）

有識者等で構成する「鳥取県協働連携会議」を設置し、地域活性化につながる規制改革の取組及び民間事業者等が鳥取県と協働して行う地域活性化や県の課題解決につながる取組について、第三者による客観的な評価を実施する。

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

県と民間事業者等が協働連携の取組を積極的に推進することにより、持続可能な地域づくりの実現を目指す。

○取組状況等

民間提案事業サポートデスクを通じて、民間事業者等からの県との協働に関する相談・提案をワンストップで受け付け、事業化に向けて支援を行っている。

サポートデスクでの受付件数：計29件（令和3年4月1日から令和4年1月31日まで）

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線：7583)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
差別と偏見のない社会づくり推進費	8,070	8,844	△774	1,448			6,622	
トータルコスト	33,951千円 (前年度 34,766千円) [正職員:2.2人 会計年度任用職員:3.0人]							
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業・市町村トップセミナーの開催 人権尊重の社会づくり協議会の開催 人権相談対応、関係機関との調整、ケース会議開催、専門相談員との調整 補助金に係る審査及び交付 							
工程表の政策内容	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の社会づくり条例の一部改正を発信する啓発を行うことで、人権問題に関する県民の理解と認識の向上を図るとともに、県民の人権に対する自発的な取組を支援する。 人権尊重の社会づくり相談ネットワークによりあらゆる人権相談に総合的に対応し解決を促進する(障がい者差別解消支援センターとしての機能を含む)。 学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒及び保護者からの相談に対応し、問題解決に向けた支援を行う。 							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
正しい知識の普及啓発		
企業・市町村トップセミナーの開催	・「人権尊重の社会づくりセミナー」の開催(6回)	1,448
鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金	県民企画による人権啓発の取組の支援 ・補助対象事業：県民自らが企画する人権啓発活動 ・補助対象者：県内で活動する団体(※1団体3回まで) ・補助率1/2(補助金上限額100千円)	1,000
相談支援体制の充実		
人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業	・人権相談窓口の設置(常駐) 人権局、中部総合事務所県民福祉局、西部総合事務所県民福祉局(各課長補佐1・会計年度任用職員1) ・専門相談員(非常駐) 法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子ども、外国人、高齢者、教育、福祉、女性、障がい者差別の専門家に必要の都度委嘱 ・「こどもいじめ人権相談窓口」(専用電話)の設置 設置箇所：人権局 ※夜間及び休日のこどもいじめ人権相談(専用電話)については、児童福祉分野で専門職員を有する機関に業務を委託。 ・専門相談員(弁護士)による人権問題法律相談会の開催 開催回数：4回(事前予約制) ・ネットモニタリングの実施及び県内市町村及び関係団体への支援	3,719
実態把握及び分析等		
人権尊重の社会づくり協議会費	・人権尊重の社会づくり協議会の開催 議題：鳥取県人権施策基本方針に基づく具体的施策の検討など 委員数：26名 開催回数：3回 ・差別事象検討小委員会の開催 内容：県内で発生した差別事象の実態を把握し、啓発や支援施策等の対応を検討 委員数：5名 開催は事案発生時	1,903
合計		8,070

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

県民の幅広い意見を反映した県の人権施策を推進するとともに、人権相談窓口と関係機関で連携し、相談者に寄り添った支援を行う。

<取組状況>

- ・「人権尊重の社会づくりセミナー」を開催し、人権啓発に努めた。
- ・人権尊重の社会づくり協議会において、鳥取県人権施策基本方針第4次改訂、人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用等について協議した。
- ・県民からのさまざまな人権に関する相談に対応した。
- ・関係機関等との相談事例会議の開催、市町村等を対象にネットモニタリングに関する研修会を開催した。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線：7592)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人権問題調査研究啓発事業	33,256	33,302	△46				33,256	
トータルコスト	34,045千円 (前年度36,470千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	(公社)鳥取県人権文化センターとの連絡調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>人権に関する問題が複雑・多様化する中、真に人権が尊重される社会づくりを推進するため、公益社団法人鳥取県人権文化センターが行う鳥取県人権施策基本方針に基づいた調査・研究・啓発事業等への応分負担を行う。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>支出先：公益社団法人鳥取県人権文化センター</p> <p>内容：<研究事業> 人権問題の調査研究、効果的な人権啓発手法等の研究開発 等</p> <p><啓発事業> 人権啓発指導者養成のための講座開催、一般啓発のための各種人権研修への講師派遣 等</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p><事業目標> 鳥取県人権文化センターと連携し、人権尊重の社会づくりを推進する。</p> <p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業の成果が県内各地の啓発に活かされるよう学習資料等を作成し、学校、職場等に配布した。 ・人権啓発指導者養成講座、市町村・公民館・企業等が実施する人権研修の支援、人権相談事業を実施した。 								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課（内線：7121）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
多様な性を認め合う社会づくり推進事業	2,859	1,926	933	271			2,588	
トータルコスト	7,591千円（前年度6,679千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT電話相談窓口の開設 ・シンポジウムの開催 ・市町村及び活動団体との連携、調整 ・性的マイノリティ支援相談員人材育成研修の実施 							
工程表の政策内容	性的マイノリティに関するアウティングの危険性や共に寄り添い生きることの重要性を発信し、多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めるため、相談支援の充実や、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解と促進を図る。また、相談員の人材育成の実施、当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティスペース」の提供に取り組み、相談支援の充実を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(新) LGBT 寄り添い相談事業		
LGBT 電話相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT 電話相談員 対応者：人材育成研修受講者、支援者等(3名程度) 相談日：月4回(第1・第3水曜日 18:00~20:00、第2・第4土曜日 15:00~17:00) ・スーパーバイザーの配置 LGBT 支援の活動団体等で活動している者による相談員への対応策等の助言 	1,052
啓発事業		
多様な性を認め合う社会づくりシンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・目的：LGBTの方々が働きやすい職場、多様性を受け入れる環境作りのため、LGBTに関する基礎知識、当事者の生きづらさを理解し、適切な対応を学ぶ。 ・内容：講演及びパネルディスカッション ・対象者：企業関係者、県民、県、市町村職員等 	443
人材育成事業		
性的マイノリティ支援相談員人材育成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・連続研修（年間4回程度実施） ・県外派遣研修 派遣人数：3市各2名程度 対象者：県、市町村等で人権相談に携わる者、「性的マイノリティの人権」に携わる市町村職員、人権教育に携わる教職員、活動団体のメンバーなど 	993
居場所づくり		
コミュニティスペース ※運営に係る経費及び場所の提供は3市が負担	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスペース（居場所）の運営支援（運営は鳥取、倉吉、米子の3市） ・コミュニティスペースにおける学習会支援 実施回数：年間3回（各スペース1回） 	371
合計		2,859

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

当事者に寄り添い、支援するため、LGBT電話相談窓口を開設するとともに、支援相談員の人材育成を行う。また、当事者が気軽に立ち寄ることのできるコミュニティスペース（居場所づくり）の運営支援を行う。

<取組状況>

- ・教育関係者を対象としたシンポジウムを開催し、多様な性についての理解や認識を推進した。
- ・市町村の担当者及び人権相談員等を対象とした研修を実施し、相談員等の育成を行った。
- ・倉吉市及び米子市におけるコミュニティスペースの開設に向け、学習会を実施するなどの支援を行った。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課（内線：7592）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人権啓発教育事業	18,788	21,127	△2,339	14,473			4,315	
トータルコスト	31,406千円（前年度36,177千円） [正職員：1.6人]							
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発事業等の企画、関係機関等調整・協働、事業実施 ・公募事業の周知、審査、協働実施、委託金等支払 							
工程表の政策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の社会づくり条例の一部改正を発信する啓発を行うことで、人権問題に関する県民の理解と認識の向上を図るとともに、県民の人権に対する自発的な取組を支援する。 ・UD（カラーUDを含む）に関する理解促進と認知度向上を図るとともに、UDの一層の推進を図る。 							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
人権啓発活動事業	様々な人権問題についての県民の理解と認識を高めるための啓発活動の実施 ・人権情報誌「ふらっと」 ・ラジオCM ・ガイナール鳥取と連携した人権啓発活動 ・みんなの人権フェスティバル in 鳥取 2022 ・カラーUD調査	7,570
人権研修推進事業	県職員人権研修（推進員研修、職場研修）	1,507
市町村・団体等支援事業	・人権啓発活動市町村等再委託費 ・鳥取県人権擁護委員連合会補助金 ・県民企画による人権啓発活動	9,274
人権教育事業	・UD出前授業	437
合計		18,788

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援することで、人権が尊重される社会づくりを推進する。

<取組状況>

- ・ユニバーサルデザイン（UD）出前授業を実施し、児童生徒が社会の中のUD製品を知り、UD環境への理解を深めるとともに、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動（心のUD）を身につけるなど、様々な人権意識の向上を図る機会としている。
- ・ラジオ、広報誌等の様々な媒体をとおして、県民の人権問題に対する意識醸成が促進され、また、人権情報誌「ふらっと」（年2回発行）については地区公民館の研修会で研修資料として活用されるなど、人権問題についての広報事業として定着している。
- ・人権意識の向上を図るため、県民参加イベント「みんなの人権フェスティバル」を開催（3年度はオンライン開催）し、講演会、人権作文朗読会、コンサートを実施。参加者から「人権問題について学ぶ機会を持ちたい」「人権に関するボランティア活動に関わりたい」といった積極的な声をいただいている。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課（内線：7592）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立人権ひろば21 管理運営費	11,159	11,108	51				11,159	
トータルコスト	14,313千円（前年度 15,069千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	計画の審査・承認、委託料の支払い、運営状況の確認・指導							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>人権尊重の理念に対する理解を深める機会を提供することを目的として設置されている「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」の管理運営を、公益社団法人鳥取県人権文化センターを指定管理者として指定し、委託する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理委託（11,108千円） 公益社団法人鳥取県人権文化センターへ管理運営を委託 指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間） 業務内容：人権ひろば21の施設設備の維持管理 人権ライブラリー等の管理運営（図書、映像資料等の追加整備・貸し出し）</p> <p>(2) 指定管理者審査・運営評価委員会開催経費（51千円） 指定管理業務点検要領に基づき、中間評価を実施</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p><事業目標> 人権尊重の理念に対する理解を深める機会の提供による、人権尊重の社会づくりに資する。</p> <p><取組状況> ・平成18年度の指定管理者制度導入以降、（社）鳥取県人権文化センター（平成23年度から公益社団法人）を指定管理者に指定して管理を委託。現在の委託期間は令和元年度から5年間。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課（内線：7590）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
北朝鮮による拉致被害者等帰国後支援事業	11,204	11,567	△363	1,111			10,093	
トータルコスト	15,936千円（前年度18,696千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	事業の企画・調整・実施、関係機関との協議及び共同実施							
工程表の政策内容	拉致問題早期解決に向けた啓発により、県民の拉致問題に関する関心を高めるとともに、拉致被害者等の帰国後の支援体制の構築を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

北朝鮮による拉致問題の解決に向けて継続的な国への要望活動に努め、国との共催による「国民のつどい」の開催や、地域・学校における拉致問題人権学習会の実施などにより、拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、拉致被害者の帰国後の支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
「国民のつどい」の開催	目的：拉致問題並びに拉致被害者及び家族への支援の必要性について県民の理解を促進する。 内容：基調講演、拉致被害者御家族のメッセージ など	985
拉致問題人権学習会の開催	学校・地域、市町村等と連携・協力し、拉致被害者の家族等を講師とする出前による学習会を開催する。（15団体程度）	279
拉致問題啓発パネルの巡回展示	米子市出身の松本京子さん及び県内の拉致の可能性が指摘されている方々の失踪状況等に関するパネルの展示及び県内市町村等へ貸出する。	17
拉致問題啓発映画上映会の開催	拉致問題を広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めることを目的とし、映画上映会を開催する。	104
拉致被害者等帰国時支援	本県出身の拉致被害者等の帰国に備えた万全の支援体制の構築。支援体制の構築に当たっては「北朝鮮による拉致被害者支援連絡協議会」等を開催し、関係自治体と連携して取り組む。	9,159
（新）拉致啓発街頭ミニコンサート	歌を通して拉致問題への関心を高めるため、街頭でミニコンサートを開催する。	660
合計		11,204

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

北朝鮮による拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、拉致被害者等の帰国後の支援体制の整備、調整を行う。

<取組状況>

- ・国への要望活動：4回実施
- ・拉致問題人権学習会：2回実施
小中学校での出前授業の際は、本県が独自に作成した「県内版拉致問題啓発まんが小冊子」を活用し、若年層への啓発を強化した。
- ・国民のつどい開催（10月31日（日））
- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）において、ブルーリボン運動の促進や、拉致パネル展（2か所）、DVD「アニメめぐみ」の上映会（9か所）等を実施し、拉致問題解決に向けた機運を高めた。
- ・拉致被害者の帰国支援のための「帰国支援体制共通マニュアル」に基づき、関係機関において具体的な体制等について確認を行った。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課（内線：7583）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業	1,244	1,244	0				1,244															
トータルコスト	2,033千円（前年度2,036千円）〔正職員:0.1人〕																					
主な業務内容	委員会運営・委員との調整、関係機関との調整・調査																					
工程表の政策内容	学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒及び保護者からの相談に対応し、問題解決に向けた支援を行う。																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の自死などの重大な事故に関し、学校及び教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行うため、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県いじめ問題検証委員会の設置・運営</p> <table border="1"> <tr> <td>設置事由</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法が規定する重大事態について、知事が調査の必要があると認めるとき 保護者等（保護者及び児童・生徒）、学校設置者からの申し立て、その他知事が必要があると認めるとき </td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法に基づく調査 重大な事故（いじめが原因と考えられる事故で、児童・生徒の死亡、又は心身への重大な障がいを伴うものをいう。）の原因の検証 検証結果に基づき学校及び学校設置者へ改善意見 その他設置目的を達成するために必要な事項 </td> </tr> <tr> <td>設置形態</td> <td>案件が生じたときに設置</td> </tr> <tr> <td>委員数</td> <td>原則として5人以内 ※弁護士、精神科医、臨床心理士などから知事が任命 ※別に調査事務の補助スタッフを配置（5人以内）</td> </tr> <tr> <td>委員任期</td> <td>案件に係る報告及び改善意見の陳述を終えるまで</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>知事部局（人権局）</td> </tr> <tr> <td>検証活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 学校及び学校設置者、保護者等関係者からの情報収集等を通じ、検証活動を行う。 知事に報告するとともに、学校設置者へ検証結果を説明し、改善意見を述べる。 </td> </tr> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p><事業目標></p> <p>県内の学校におけるいじめが原因と考えられる重大な事故に関し、第三者的な視点から調査・検証を行う。</p> <p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在まで、検証委員会を開催した案件はない。 委員会設置の場合に備え、候補者の検討及び先進地事例の情報収集を行っている。 									設置事由	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法が規定する重大事態について、知事が調査の必要があると認めるとき 保護者等（保護者及び児童・生徒）、学校設置者からの申し立て、その他知事が必要があると認めるとき 	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法に基づく調査 重大な事故（いじめが原因と考えられる事故で、児童・生徒の死亡、又は心身への重大な障がいを伴うものをいう。）の原因の検証 検証結果に基づき学校及び学校設置者へ改善意見 その他設置目的を達成するために必要な事項 	設置形態	案件が生じたときに設置	委員数	原則として5人以内 ※弁護士、精神科医、臨床心理士などから知事が任命 ※別に調査事務の補助スタッフを配置（5人以内）	委員任期	案件に係る報告及び改善意見の陳述を終えるまで	事務局	知事部局（人権局）	検証活動	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び学校設置者、保護者等関係者からの情報収集等を通じ、検証活動を行う。 知事に報告するとともに、学校設置者へ検証結果を説明し、改善意見を述べる。
設置事由	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法が規定する重大事態について、知事が調査の必要があると認めるとき 保護者等（保護者及び児童・生徒）、学校設置者からの申し立て、その他知事が必要があると認めるとき 																					
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法に基づく調査 重大な事故（いじめが原因と考えられる事故で、児童・生徒の死亡、又は心身への重大な障がいを伴うものをいう。）の原因の検証 検証結果に基づき学校及び学校設置者へ改善意見 その他設置目的を達成するために必要な事項 																					
設置形態	案件が生じたときに設置																					
委員数	原則として5人以内 ※弁護士、精神科医、臨床心理士などから知事が任命 ※別に調査事務の補助スタッフを配置（5人以内）																					
委員任期	案件に係る報告及び改善意見の陳述を終えるまで																					
事務局	知事部局（人権局）																					
検証活動	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び学校設置者、保護者等関係者からの情報収集等を通じ、検証活動を行う。 知事に報告するとともに、学校設置者へ検証結果を説明し、改善意見を述べる。 																					

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線：7073)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
部落差別解消推進事業	7,583	7,608	△25	1,200			6,383	
トータルコスト	17,046千円 (前年度 17,113千円) [正職員：1.2人]							
主な業務内容	同和(部落差別)問題の啓発、隣保館の相談支援機能強化							
工程表の政策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題(部落差別)についての県民の理解と認識を深め、差別と偏見をなくすため、市町村、関係機関、団体等と連携して、人権問題解決に向けた啓発事業を行う。 ・相談支援関係者による事例研究等により、関係者との連携を強化するとともに隣保館職員のスキルアップを図る。 							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

部落差別解消を推進するための具体的施策の取組を進める。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額																		
部落差別解消推進に係る啓発広報	①部落差別解消推進に係る啓発広報 ・部落解放月間(7月10日～8月9日)における啓発活動 ・オンライン研修用動画作成 ②宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく、宅建業者や県民に対する宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 ・宅地建物取引業者への指定人権研修受講済証(ステッカー)交付	2,947																		
隣保館相談支援機能強化事業	「地域共生社会」の実現に向けて、地域の包括的な支援体制を整備するため、地域の様々な社会資源との密接な連携により隣保館の相談支援機能を強化し、当事者相談支援と課題解決を図る(鳥取県隣保館連絡協議会へ委託) ・隣保館相談支援機能強化アドバイザー派遣 ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修 ・隣保事業全国研究交流大会の開催	960																		
各団体に対する補助金等	同和(部落差別)問題解決のために関係団体が行う啓発及び研修等の活動に対する助成、その他連絡調整に要する経費	3,676																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部落解放同盟鳥取県連合会補助金</td> <td>2,300</td> <td>県1/2</td> </tr> <tr> <td>鳥取県隣保館連絡協議会補助金</td> <td>600</td> <td>県1/2</td> </tr> <tr> <td>鳥取県同和対策協議会補助金</td> <td>126</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>全国隣保館連絡協議会負担金</td> <td>550</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会負担金</td> <td>100</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	補助率	部落解放同盟鳥取県連合会補助金	2,300	県1/2	鳥取県隣保館連絡協議会補助金	600	県1/2	鳥取県同和対策協議会補助金	126	定額	全国隣保館連絡協議会負担金	550	—	部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会負担金	100	—	
区分	予算額	補助率																		
部落解放同盟鳥取県連合会補助金	2,300	県1/2																		
鳥取県隣保館連絡協議会補助金	600	県1/2																		
鳥取県同和対策協議会補助金	126	定額																		
全国隣保館連絡協議会負担金	550	—																		
部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会負担金	100	—																		
合計		7,583																		

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・同和問題(部落差別)についての県民の理解と認識を深め、差別と偏見をなくすため、市町村、関係機関、団体等と連携して、人権問題解決に向けた啓発事業を行う。
- ・アドバイザーの派遣や研修、小規模グループでの事例研究等により、隣保館の相談支援機能の強化を図る。

<取組状況>

- ・部落解放月間(7月10日から8月9日まで)に合わせて、若者向けのマンガを使用したポスター等を作成し、関係機関に配付した。
- ・身元調査お断り運動月間(9月)にリーフレットを市町村等関係機関に配布し周知を呼びかけた。
- ・インターネットモニタリングについて市町村等との協議を行い、効果的、効率的な実施方法等について、共通理解を図った。
- ・鳥取県隣保館連絡協議会に委託し、隣保館相談支援機能強化事業を実施した。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和对策課 (内線：7074)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地方改善事業	187,921	170,656	17,265	125,213			62,708	
トータルコスト	194,863千円 (前年度177,617千円) [正職員：0.7人、会計年度任用職員：0.5人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払、国との調整、現地訪問による聞き取り・助言など							
工程表の政策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題（部落差別）についての県民の理解と認識を深め、差別と偏見をなくすため、市町村、関係機関、団体等と連携して、人権問題解決に向けた啓発事業を行う。 ・相談支援関係者による事例研究等により、関係者との連携を強化するとともに隣保館職員のスキルアップを図る。 							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

地域住民の福祉の向上、人権啓発のための住民交流の拠点施設として、市町村が設置し運営する隣保館等の活動に要する経費及び隣保館の大規模修繕に対して助成を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	実施館数	予算額	補助率等	事業主体
基本事業 隣保館運営事業	26	161,257	3/4 (国 1/2 県 1/4)	市町村
選択事業 隣保館デイサービス事業	7	5,032		
地域交流促進事業	17	5,108		
相談機能強化事業	1	652		
広域隣保活動事業	1	980		
小計		173,029		
地方改善事業指導監督事務費	-	358	1/2 (国)	県
隣保館等施設整備費 (大規模修繕)	2	14,534	3/4 (国 1/2 県 1/4)	市町村
合計		187,921		

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

地域住民の福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の場の整備に資する。

<取組状況>

- ・隣保館運営費及び隣保館施設整備費に対する助成
- ・隣保館への訪問調査等による課題の把握

専修学校等奨学資金事業	991	1,075	△84				991	
トータルコスト	6,356千円 (前年度6,452千円) [正職員：0.5人、会計年度任用職員：0.5人]							
主な業務内容	貸付金の返還金の徴収、未納者への督促など							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

平成21年度で貸付を終了した専修学校等奨学資金貸付金の返還に係る業務及び未納者への督促業務を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額
奨学金管理システム事務処理委託費	88
事務費	903
合計	991

3 事業目標・取組状況・改善点

<取組状況>

- ・新規調定を確実に先行滞納額を早期かつ確実に回収することを目標とし、それぞれの返還状況を注視しつつ、返還者ごとに個別に対応することを心がけた。
- ・未納者が納付しやすくなるよう、納付書の送付方法を改善した。
- ・職員が回収困難な案件については、原則として債権回収会社に回収業務を委託した。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

2 目 人事管理費

庶務集中課（内線：7435）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
給与等管理費	〔債務負担行為〕 382,289 85,905	74,155	〔債務負担行為〕 382,289 11,750				〔債務負担行為〕 382,289 85,905	
トータルコスト	167,479千円（前年度 155,931千円）〔正職員：8人、会計年度任用職員：6.5人〕							
主な業務内容	給料の支払いに関する事務、地方職員共済組合事務費負担金支払事務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

- (1) 職員の給与に関する業務
- (2) 地方職員共済組合に係る事務費の負担

2 主な事業内容

（単位：千円）

内 容	予算額	説 明
(1) 職員の給与に関する業務	77,397 (債務負担行為 382,289)	給与・勤怠管理システムの運用管理等の委託経費 (債務負担行為 令和5年1月～令和9年12月) 【人事・給与】 ・職員の発令（属性）情報や個人情報を管理し、その情報を元に給与計算業務を行うシステム。 【勤怠管理】 ・職員向けの各種届出・申請・承認業務のサポート。また職員の勤務予定、時間外勤務、休暇、宿日直勤務等の勤務実績を管理するシステム。
	7,315	令和4年10月から会計年度任用職員が共済組合へ加入することに伴い、給与・勤怠管理システムの改修を行うための経費
	880	市町村民税・県民税の「特別徴収税額決定通知書」の仕分発送業務委託料
(2) 地方職員共済組合に係る事務費の負担	313	地方公務員等共済組合法に基づく負担金
合計	85,905	

3 事業目標・取組状況・改善点

給与事務のうち定例的な業務を委託することにより、業務の効率化を図る。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

6 目 会計管理費

庶務集中課（内線：7495）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
集中化業務事務費	〔債務負担行為〕 13,064 37,691	〔債務負担行為〕 1,725 18,890	〔債務負担行為〕 11,339 18,801	17,343			〔債務負担行為〕 13,064 20,348	
トータルコスト	62,500千円（前年度 43,737千円）〔正職員：2.1人、会計年度任用職員：2.9人〕							
主な業務内容	公共料金自動口座振替払等各種共通経費の支払い、複合機、電力等の一括契約等							
工程表の政策内容	庶務業務、給与関係業務について、RPA・AIチャットボットの導入を進めるなど、更なる効率化・早期処理の推進							

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

庶務業務の集中的・効率的な処理を行うための業務

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) 庶務業務の集中的・効率的な処理を行うため、各種システムの運用管理等を委託する経費	【対象システム等】 ア 新旅費システム イ 公共料金自動口座振替払データ連携システム ウ 公金振替払データ連携システム	4,711
(2) 業務の繁忙期に人材派遣を委託する経費 （債務負担行為 令和5年4月～6月）	【対象業務】 ア 会計年度任用職員関係業務 イ 職員手当認定業務（児童手当・通勤手当等） ウ 年末調整関係業務 エ 物品調達等業務（調達公告・契約書作成等）	3,861 （債務負担行為 1,844）
(3) 県が審議会委員等に支払った報酬等に係る法定調書の作成を委託する経費		698
(4) 公用車使用管理業務等を委託する経費	【対象業務】 ア 公用車貸出業務 イ 債権債務者登録に係る個人番号入力業務 ウ 不動産使用料法定調書作成業務 エ 債権債務者登録業務（会計指導課業務）	8,580
(5) 鍵BOX型車両管理システム導入経費 （債務負担行為 令和5年4月～令和10年3月）	公用車貸出業務に鍵BOX型車両管理システムを導入する	17,435 （債務負担行為 11,220）
標準事務費		2,406
	合計	37,691

3 事業目標・取組状況・改善点

共通する庶務業務について集中処理化することにより、経費の節減と業務の効率化を図る。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

7 目 財産管理費

庶務集中課（内線：7497）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員宿舍管理 事業費	〔債務負担行為〕 2,102 68,991	〔債務負担行為〕 2,010 65,537	〔債務負担行為〕 92 3,454			〔債務負担行為〕 〈財産収入〉 2,102 〈財産収入 26,562、雑入 19,670〉 46,232	22,759	
トータルコスト	74,989千円（前年度 71,537千円） [正職員：0.4人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	民間宿舍借上、宿舍入退去決定、貸付料徴収、宿舍の修繕、設備点検等管理事務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

職員宿舍の維持修繕及び入退去決定を行う。また、管理業務を外部委託により行う。

<職員宿舍の設置戸数の推移>

区分	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4(見込)
県有宿舍	256	256	244	188	188	188	187
借上宿舍	40	41	44	46	49	43	43

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
(1) 借上宿舍賃借料	県外本部職員等の宿舍とする民間賃貸住宅の借上費用	58,733
(2) 職員宿舍管理業務委託	職員宿舍の適切な維持管理業務の年間委託に要する経費 ・令和3年度契約分 4月～6月 ・令和4年度契約分 7月～3月 (債務負担行為 令和5年4月～6月分)	7,876 (債務負担行為 2,102)
(3) 宿舍修繕費	宿舍の維持・補修に要する経費	1,280
(4) 維持管理・その他事務費	空き宿舍の機械警備委託等に係る経費 等	1,102
	合計	68,991

3 事業目標・取組状況・改善点

職員宿舍の適切な維持修繕管理を図る。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

庶務集中課（内線：7495）

10目 恩給及び退職年金費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費	5,424	5,424	0				5,424	
トータルコスト	7,001千円（前年度 7,008千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	裁定・失権処理、恩給の支払 等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
恩給（恩給法に基づくもの）及び退職年金（条例に基づくもの）の給付を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
	区分	内容		予算額				
	恩給及び退職年金費	受給者4名 （令和3年12月末現在）		5,424				
		合計		5,424				
3 事業目標・取組状況・改善点								
恩給法等関係法令に基づき適正な事務処理を実施する。								

庶務集中課（内線：7495）

12目 諸費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公用車による自動車事故対策事業	7,896	8,632	△736				7,896	
トータルコスト	10,042千円（前年度 10,782千円）〔正職員：0.2人、会計年度任用職員：0.2人〕							
主な業務内容	任意保険加入事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
公用車での事故が発生した場合の事故事務処理の軽減、示談の早期解決を図るため、自動車任意保険に加入するもの。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
	区分	内容		予算額				
	公用車任意保険加入	公用車（1,439台）の自動車任意保険		7,896				
		合計		7,896				
3 事業目標・取組状況・改善点								
保険加入により事故発生時の職員の負担軽減、示談の早期解決を図る。								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

6 目 会計管理費

物品契約課（内線：7433）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
物品調達事務費	51,653	25,347	26,306				51,653	
トータルコスト	104,204千円（前年度 77,984千円） [正職員：4.5人、会計年度任用職員：6人]							
主な業務内容	物品の調達及び委託役務等に係る入札、契約事務等							
工程表の政策内容	物品の調達及び委託役務等に係る入札及び契約等の集中化による事務の効率化の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本庁各課及び出納機関で使用する物品の調達等に係る入札の実施、契約の締結等に要する経費。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
電子入札を行う物品電子調達システムに要する経費	システム保守及び運用管理に係る委託料	13,631
	E d g e 対応に係る改修委託料	34,100
標準事務費		3,922
	合計	51,653

3 事業目標・取組状況・改善点

< 事業目標 >

物品及び委託・役務等の調達に係る入札及び契約事務を集中化して行うことで、透明性及び公平性の高い効率的な調達を推進する。

< 取組状況 >

電子調達システムを活用することで、発注案件を公開して透明性及び公平性の高い入札を実施している。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

公文書館（電話：0857-26-8160）

14 目 公文書館費 < 地方機関計上予算 >

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書収集・保存・活用事業	1,965	1,965	0				1,965	
トータルコスト	40,089千円（前年度 40,167千円）〔正職員：3.5人、会計年度任用職員：3.7人〕							
主な業務内容	公文書引継、複製本作成、資料収集・整理・修復、公文書評価選別、関連システムの整備、レファレンス、市町村支援、専門相談対応、資料研究、利用申請の審査等、企画展の準備・展示の入れ替え、館内見学・広報事務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県公文書等の管理に関する条例の規定に基づき、知事部局等実施機関が保管する歴史公文書等を引き継ぐとともに、整理・保存・修復を行い、利用者への迅速な提供を行う。

2 主な事業内容

(1) 公文書等の収集整理

ア 収集

- (ア) 知事部局、行政委員会等の条例に定める実施機関、県議会、個人所蔵資料のうち歴史公文書等を選別し、引き継ぐ。
- (イ) 国、県内市町村、類縁機関等が収蔵する県関係公文書等を調査・複製収集する。
- (ウ) 県等の行政刊行物を収集する。

イ 整理・保存

- (ア) 目録の作成・排架
引き継がれた歴史公文書等（特定歴史公文書等）の目録を作成し、適切に排架する。
- (イ) 簿冊の手入れ
不適切な綴り方がされている簿冊の綴直しやクリップの除去等簿冊の手入れを行う。

ウ 利用

- (ア) 簿冊情報検索システムの手入れ
文書管理システムに登録された簿冊の書庫情報を当該システムに入力する。
- (イ) 公表
特定歴史公文書等の目録や、行政資料の目録をホームページ等に掲載する。
- (ウ) 審査
閲覧請求のあった簿冊について、利用又は利用制限の審査を行う。

(2) 歴史資料の保存

- ア 所蔵資料の修復及び電子化・複製本化を行い、長期保存を図ると共に県民への提供を行う。
- イ 長期保存を図るため、資料を専用の保存器材に収納すると共に、IPM（総合的有害生物管理）を利用して書庫の管理を徹底する。

(3) 公文書の普及・活用

県政に関する情報を県民に提供するため、展示等の方法により一般の利用を促進する措置を講じる。

3 事業目標・取組状況・改善点

< 事業目標 >

- ・ 公文書管理条例、文書管理規程に基づいた適切な文書管理・保存、迅速な利用提供を行う。
- ・ 計画的に所蔵資料等の修復・電子化及び複製本作成等を行う。

< 取組状況・改善点 >

- ・ 平成2年の開館以来、鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例に基づき、知事部局本庁の簿冊のほか地方機関、各種委員会等の簿冊を定期的に引継ぎ・保存してきた。公文書の不足を補填する目的で外部（類縁機関、個人等）からも資料を収集している。
- ・ 平成24年4月以後は、鳥取県公文書等の管理に関する条例の規定に基づき、15の行政機関から歴史公文書等の引継ぎを行い、目録データの整備、排架を行い、県民の利用請求にこたえている。引継公文書の決定にあたっては、RPAやキーワード判定を取り入れ、選別作業の効率化に努めている。
- ・ 貴重図面の修復、写真アルバムの修復と複製本作成・電子化、劣化マイクロフィルムの電子化を計画的に実施してきた。
- ・ 修復、電子化の完了した資料を元に、企画展を実施した。
- ・ 常設展や企画展を開催し、館の役割や重要性、公文書保存の意義等について積極的に啓発している。
- ・ 『研究紀要』のほか、図録、資料集など話題性のあるものを随時刊行している。『研究紀要』については、既刊号（創刊号～第10号）を電子化して館ホームページに掲載した。

(※) RPA (Robotic Process Automation: ロボティック・プロセス・オートメーション)
人に代わってソフトウェアロボットにPC操作を自動処理させる技術。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（電話：0857-26-8160）

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書館センター機能強化・充実事業	2,512	2,541	△29				2,512	
トータルコスト	13,242千円（前年度 13,294千円） [正職員：1人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	歴史公文書等保存管理体制向上に向けた市町村等との連携・協力、所蔵公文書（関係機関から引き継がれた公文書のみ）を保存し利活用するための基盤整備、学校教育活動への支援・協力、公文書館と図書館、博物館との連携							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

平成29年4月から施行された「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」の理念に基づき、歴史公文書等の保存活用に係る市町村、県民等と連携、協力した取組を進めている。これまでの取組を踏まえ、市町村への助言・協力をより強力に進めていく。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
歴史公文書等の保存の重要性や公文書館の役割の普及啓発	ア 企画展「沖兄弟の写真一記録と芸術の軌跡」（仮称）の開催 （ア）目的：鳥取県職員として県行政の一端を担った沖節男氏、沖正氏の兄弟が撮りためた写真を通して、昭和初年から昭和30年代までの鳥取県の景観や出来事等を振り返る。あわせて、二科会の会員であった沖正氏の出展作品や愛用のカメラ等を紹介する。 （イ）会期：令和4年10月から令和5年3月頃まで（予定） （ウ）場所：公文書館、倉吉博物館、米子市立山陰歴史館を巡回	825
市町村との連携・協力	県及び各市町村の公文書等所管関係機関で構成する「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」により、市町村との連携・協力による歴史公文書等の保存管理体制の向上を図る。 ア 評価選別導入（予定）市町村への協力 （当館職員が市町村を訪問して評価選別のノウハウを伝え、評価選別導入市町村の増加を目指す） イ 部会による個別課題の検討 ウ 市町村職員研修会等 ・歴史公文書等の選別に関する研修会 ・資料保存、修復に関する研修会 ・各市町村の文書管理方法等の相談、協力	309
所蔵資料を保存し利活用するための基盤整備	ア 公文書管理条例制定前引継ぎ文書の評価の促進 条例施行前引継ぎ文書について現在の基準で再評価を行う。 イ 利用制限事前審査 現在書庫に保存している文書について事前の利用審査を行う。 ウ デジタル資料公開に向けた所蔵資料のデジタル化 エ デジタル化した資料をとっとりデジタルコレクションで順次公開	1,378
学校教育活動への支援・協力	ア 歴史学習教材として使える資料を作成し、ウェブサイトでの公開やパンフレットの作成などを行う。 イ 教員を対象とした公文書館見学ツアーの開催	—
公文書館と図書館、博物館との連携	ア 災害時等の市町村との連携・協力実施計画（平成29年度策定）に基づく対応 イ とっとりデジタルコレクション運用に関する情報共有 ウ 所蔵資料の目録情報の共有化や連携した事業実施	—
合計		2,512

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・県市町村歴史公文書等保存活用共同会議を通じて、市町村の歴史公文書等の保存・利活用について普及啓発を行うとともに、評価選別を実施する市町村の増加を目指す。
- ・当館が所蔵する資料を有効に利活用できるようにするため、資料のデジタル化を進め、公開する。

<取組状況・改善点>

- ・平成29年4月に県市町村歴史公文書等保存活用共同会議を設置した。以降、毎年共同会議の本体、部会を開催して、歴史公文書等の保存活用について情報を共有するとともに、歴史公文書の保存活用に取り組んでいる自治体から講師を招き、先進事例を学んだり、国立公文書館や県内の専門家を招き、歴史公文書の保存・修復の実技を学ぶ研修会を開催した。また、市町村を訪問し、歴史公文書の評価選別及び保存について助言した。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

14 目 公文書館費 <地方機関計上予算>

公文書館（電話：0857-26-8160）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書館管理運営費	9,141	9,905	△764			<財産収入 1,600、雑入30 > 1,630	7,511	
トータルコスト	25,365千円（前年度 26,149千円）〔正職員：1.3人、会計年度任用職員：2.1人〕							
主な業務内容	庁舎管理、資料収集・整理・保存、受付事務、館運営							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明 1 事業の目的、概要 「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」に基づき、施設及び所蔵資料の適切な管理を行うとともに、利用者の閲覧請求や相談に対して迅速・的確な対応を行う。								
2 主な事業内容 ○利用者からの閲覧請求・相談に対する窓口業務等 ○週休日展示コーナー管理業務委託								
3 事業目標・取組状況・改善点 条例に基づき、施設及び所蔵資料の適切な管理を行う。								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

14 目 公文書館費 < 地方機関計上予算 >

公文書館（電話：0857-22-4620）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ふるさと鳥取歴史情報活用推進事業	4,360	3,579	781				4,360	
トータルコスト	23,932千円（前年度 23,164千円）〔正職員：1.4人、会計年度任用職員：3人〕							
主な業務内容	教材開発等を通じたふるさと教育・人材育成支援、出前講座・講演会、デジタルアーカイブ等を通じた県史成果の発信・普及啓発、重要な歴史資料の調査研究や歴史的証言（オーラルヒストリー）の収集、通史編（現代）の編さんに向けた検討、青銅器調査報告書の刊行に向けた取組、専門的見地に立ったレファレンスや古文書解説等の指導助言							
工程表の政策内容	新鳥取県史編さん事業の成果や収集資料の活用推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

新鳥取県史編さん事業の成果や収集した歴史資料等を有効に活用するため、関係機関と連携しながら、ふるさと教育や人材育成への支援、収集資料の公開、県の施策や魅力ある地域づくりに活用できる調査研究等を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
ふるさと教育・人材育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県史編さん事業の成果や収集した歴史資料の「ふるさと教育」等での活用を図るため、教材となりうる資料の提供や、郷土学習の副教材作成、総合的な学習等の支援等を行う。 ・市町村史の編さん事業や歴史・民俗を活用した地域づくり、重要な歴史・民俗資料の文化財指定等、市町村事業にかかる支援協力を行う。 【具体的事業】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 新鳥取県史を活用した学習教材開発事業 2. 古文書ワークショップの開催 3. 市町村事業への支援協力 	75
県民の豊かな学びを支える県史活用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新鳥取県史編さん事業の調査研究成果をもとに、県民向けの講演会・講座を開催したり、鳥取県の特徴ある歴史・文化を「鳥取県史ブックレット」等の刊行物を通じて県民にわかりやすく提供することで、県民が郷土の歴史や民俗を学ぶ機会を積極的に創出する。 【具体的事業】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな鳥取県史を学ぶ講座・講演会の開催 2. 鳥取県史ブックレットの刊行 3. 「占領期の鳥取を学ぶ会」の開催 	1,213
新たな地域を拓く歴史情報収集・発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新鳥取県史編さん事業やその後の補足調査で収集した歴史資料の目録や写真画像・翻刻文等を広く一般公開して、ふるさと教育や郷土学習、歴史研究に活用できる場を創出する。作成したデータはデジタルアーカイブズやホームページで順次発信する。 【具体的事業】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 県史収集資料発信事業 	268
鳥取県の特徴ある歴史文化の調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県の施策やふるさと教育、生涯学習、まちづくり等に活用するため、鳥取県の特徴ある歴史・民俗に関する調査研究を行う。成果は出前講座やシンポジウム、ホームページ、報告書等を通じて県民に紹介する。 【具体的事業】 <ol style="list-style-type: none"> 1. オーラルヒストリー調査の実施 2. 鳥取県災害アーカイブズ事業 3. 鳥取県における弥生時代青銅器の調査研究 	2,661
事業検討会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の今後の展開について、専門的な見地から検討を行う。 	143
合計		4,360

3 事業目標・取組状況・改善点

新鳥取県史編さん事業の成果や収集した歴史資料等を有効に活用するため、関係機関と連携しながら、ふるさと教育や人材育成への支援、収集資料の公開、県の施策や魅力ある地域づくりに活用できる調査研究等を実施する。

令和4年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	2 款 総 務 費								
	うち総務部								
	1 項 総務管理費								
	1 目 一般管理費	2 目 人事管理費	4 目 文 書 費	5 目 財政管理費	6 目 会計管理費	7 目 財産管理費			
1 報 酬	635,679	223,008	179,638	174,212	4,570	510		92	62
2 給 料	3,078,577	1,343,863	964,063	958,992	5,071				
3 職員手当等	4,983,179	4,046,166	3,852,031	1,159,567	2,692,464				
4 共 済 費	1,135,591	488,856	353,384	352,398	986				
5 災 害 補 償 費	500	500	500		500				
6 恩給及び退職年金	5,424	5,424	5,424						
7 報 償 費	308,446	261,120	143,089	181	4,274				137,316
8 旅 費	236,104	96,528	88,428	57,674	25,637	332	271	198	2,260
費用弁償	39,084	9,990	8,236	7,064	488	176		73	70
普通旅費	148,299	83,053	77,682	50,610	23,819	148	271	125	2,050
特別旅費	48,721	3,485	2,510		1,330	8			140
9 交 際 費	2,900	1,100	1,100	1,100					
10 需 用 費	567,024	277,526	252,110	127,870	5,683	1,841	4,325	1,164	107,129
11 役 務 費	634,942	315,828	102,814	26,007	38,316	2,153	447	463	26,288
12 委 託 料	6,229,559	1,904,945	878,089	37,233	173,940	5,882	3,161	82,924	566,679
13 使用料及び賃借料	1,106,706	926,151	129,619	26,035	19,712	2,917	681	4,503	74,747
14 工 事 請 負 費	2,758,663	327,408	327,408						327,408
15 原 材 料 費	565								
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費	82,569	5,517	5,481	4,389	808	284			
18 負担金、補助及び交付金	10,589,812	2,686,598	1,633,949	1,525,000	42,900	108	1,686		60,418
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金	1,800	1,800	1,800						
22 償還金、利子及び割引料	170,200	30,000	30,000						
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金	826,681	126,506	126,504						
25 寄 附 金	30,800								
26 公 課 費	356								
27 繰 出 金	10,000								
予 備 費									
計	33,396,077	13,068,844	9,075,431	4,450,658	3,014,861	14,027	10,571	89,344	1,302,307
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	4,992,820	1,578,881	1,525,108	1,500,000		376	17,343	7,389
	地 方 債	2,159,000	61,000	61,000					61,000
	そ の 他	1,912,754	428,546	335,165	51,259	35,508	463	18	119,783
	一 般 財 源	24,331,503	11,000,417	7,154,158	2,899,399	2,979,353	13,564	10,177	72,001

令和4年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	2 款 総 務 費								
	うち総務部								
	1 項 総務管理費						2 項 企 画 費		
	1 0 目 恩給及び退職 年金費	1 1 目 財政調整基金費	1 2 目 諸 費	1 3 目 減債基金費	1 4 目 公文書館費	1 7 目 臨時財政対策 償還基金費		1 目 企画総務費	2 目 計画調査費
1 報 酬			192				1,521		1,521
2 給 料							56,970	56,970	
3 職員手当等							28,065	28,065	
4 共 済 費							19,095	19,095	
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金	5,424								
7 報 償 費					1,318		2,421		2,421
8 旅 費			72		1,984		2,687		2,687
費用弁償			72		293		189		189
普通旅費					659		1,871		1,871
特別旅費					1,032		627		627
9 交 際 費									
1 0 需 用 費					4,098		9,005		9,005
1 1 役 務 費			7,896		1,244		189,314		189,314
1 2 委 託 料					8,270		603,407		603,407
1 3 使用料及び賃借料					1,024		779,033		779,033
1 4 工 事 請 負 費									
1 5 原 材 料 費									
1 6 公 有 財 産 購 入 費									
1 7 備 品 購 入 費									
1 8 負担金、補助及び交付金			3,797		40		97,311		97,311
1 9 扶 助 費									
2 0 貸 付 金									
2 1 補償、補填及び賠償金			1,800						
2 2 償還金、利子及び割引料			30,000						
2 3 投 資 及 び 出 資 金									
2 4 積 立 金		1,124		112,880		12,500			
2 5 寄 附 金									
2 6 公 課 費									
2 7 繰 出 金									
予 備 費									
計	5,424	1,124	43,757	112,880	17,978	12,500	1,788,829	104,130	1,684,699
財 源 内 訳	国庫支出金						53,773		53,773
	地方債								
	その他		1,124		112,880	1,630	67,627	13,884	53,743
	一般財源	5,424		43,757		16,348	1,667,429	90,246	1,577,183

令和4年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	2款 総務費				3款 民生費				
	うち総務部				うち総務部				
	3項 徴 税 費		6項 防災費				1項 社会福祉費		
	1目 税務総務費	2目 賦課徴収費		1目 防災総務費			1目 社会福祉総務費		
1 報 酬	41,849	41,849			359,818	3,341	3,341	3,341	
2 給 料	322,830	322,830			1,640,736	34,182	34,182	34,182	
3 職 員 手 当 等	166,070	166,070			946,316	17,178	17,178	17,178	
4 共 済 費	116,377	116,377			595,718	11,860	11,860	11,860	
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 報 償 費	115,610	75	115,535		77,369	5,744	5,744	5,744	
8 旅 費	5,413	2,543	2,870		52,730	5,195	5,195	5,195	
費 用 弁 償	1,565	1,485	80		15,022	442	442	442	
普 通 旅 費	3,500	1,000	2,500		15,917	1,428	1,428	1,428	
特 別 旅 費	348	58	290		21,791	3,325	3,325	3,325	
9 交 際 費					200				
10 需 用 費	16,411	6,375	10,036		138,305	3,092	3,092	3,092	
11 役 務 費	23,700	1,700	22,000		58,153	1,850	1,850	1,850	
12 委 託 料	423,449	2,266	421,183		3,588,790	36,329	36,329	36,329	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	17,499	2,000	15,499		73,569	2,383	2,383	2,383	
14 工 事 請 負 費					591,859				
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費	36	36			37,673				
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	955,338	19,911	935,427		37,322,144	225,773	225,773	225,773	
19 扶 助 費					1,579,419	1,500	1,500	1,500	
20 貸 付 金					17,900				
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金									
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料									
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金				2	2	21,568			
25 寄 附 金						950			
26 公 課 費						44			
27 繰 出 金					3,287,410				
予 備 費									
計	2,204,582	682,032	1,522,550	2	2	50,390,671	348,427	348,427	348,427
財 源	国 庫 支 出 金					3,556,110	144,287	144,287	144,287
	地 方 債					171,000			
	そ の 他	25,752	22,855	2,897	2	2	2,432,440	7	7
	一 般 財 源	2,178,830	659,177	1,519,653			44,231,121	204,133	204,133

令和4年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	6 款 農林水産業費				1 2 款 公 債 費				
		うち総務部				うち総務部			
			1 項 農業費				1 項 公債費		
				1 目 農業総務費				1 目 利 子	2 目 公債管理特別会 計繰出金
1 報 酬	353,771								
2 給 料	2,407,932								
3 職員手当等	1,257,649								
4 共 済 費	872,716								
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	46,195	1,469	1,469	1,469					
8 旅 費	86,088	61	61	61					
費用弁償	17,693								
普通旅費	59,190								
特別旅費	9,205	61	61	61					
9 交 際 費	100								
1 0 需 用 費	502,490								
1 1 役 務 費	113,022								
1 2 委 託 料	2,679,549								
1 3 使用料及び賃借料	148,603								
1 4 工 事 請 負 費	3,369,435								
1 5 原 材 料 費	7,383								
1 6 公 有 財 産 購 入 費	1,250								
1 7 備 品 購 入 費	119,561								
1 8 負担金、補助及び交付金	9,635,892								
1 9 扶 助 費									
2 0 貸 付 金	234,743								
2 1 補償、補填及び賠償金	74,331								
2 2 償還金、利子及び割引料	185,988				1,286	1,286	1,286	1,286	
2 3 投 資 及 び 出 資 金	10								
2 4 積 立 金	671,363								
2 5 寄 附 金									
2 6 公 課 費	361								
2 7 繰 出 金	165,736				50,479,300	50,479,300	50,479,300		50,479,300
予 備 費									
計	22,934,168	1,530	1,530	1,530	50,480,586	50,480,586	50,480,586	1,286	50,479,300
財 源 内 訳	国庫支出金	7,612,666							
	地方債	1,785,000							
	その他	3,138,655				5,555,481	5,555,481	5,555,481	5,555,481
	一般財源	10,397,847	1,530	1,530	1,530	44,925,105	44,925,105	44,925,105	1,286

令和4年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	13款 諸支出金									
	うち総務部									
	2項 地方消費税清算金		3項 利子割交付金		4項 配当割交付金		5項 株式等譲渡所得割交付金			
		1目 地方消費税清算金	1目 利子割交付金	1目 配当割交付金	1目 株式等譲渡所得割交付金					
1 報 酬										
2 給 料										
3 職員手当等										
4 共 済 費										
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 報 償 費										
8 旅 費										
費用弁償										
普通旅費										
特別旅費										
9 交 際 費										
10 需 用 費										
11 役 務 費										
12 委 託 料										
13 使用料及び賃借料										
14 工 事 請 負 費										
15 原 材 料 費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費										
18 負担金、補助及び交付金	14,816,384	14,816,384			63,724	63,724	257,151	257,151	325,701	325,701
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料	10,681,322	10,681,322	10,301,228	10,301,228						
23 投資及び出資金	267,101									
24 積 立 金										
25 寄 附 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	25,764,807	25,497,706	10,301,228	10,301,228	63,724	63,724	257,151	257,151	325,701	325,701
財 源 内 訳	国庫支出金									
	地方債									
	その他	174,968	174,968							
	一般財源	25,589,839	25,322,738	10,301,228	10,301,228	63,724	63,724	257,151	257,151	325,701

令和4年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	13款 諸支出金							
	うち総務部							
	6項 法人事業税交付金		7項 地方消費税交付金		8項 ゴルフ場利用税交付金		9項 環境性能割交付金	
	1目 法人事業税 交付金		1目 地方消費税交 付金		1目 ゴルフ場利用 税交付金		1目 環境性能割交 付金	
1 報 酬								
2 給 料								
3 職 員 手 当 等								
4 共 済 費								
5 災 害 補 償 費								
6 恩 給 及 び 退 職 年 金								
7 報 償 費								
8 旅 費								
費 用 弁 償								
普 通 旅 費								
特 別 旅 費								
9 交 際 費								
10 需 用 費								
11 役 務 費								
12 委 託 料								
13 使 用 料 及 び 賃 借 料								
14 工 事 請 負 費								
15 原 材 料 費								
16 公 有 財 産 購 入 費								
17 備 品 購 入 費								
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,011,113	1,011,113	12,906,711	12,906,711	84,994	84,994	166,990	166,990
19 扶 助 費								
20 貸 付 金								
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金								
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料								
23 投 資 及 び 出 資 金								
24 積 立 金								
25 寄 附 金								
26 公 課 費								
27 繰 出 金								
予 備 費								
計	1,011,113	1,011,113	12,906,711	12,906,711	84,994	84,994	166,990	166,990
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金							
	地 方 債							
	そ の 他							
	一 般 財 源	1,011,113	1,011,113	12,906,711	12,906,711	84,994	84,994	166,990

令和4年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	13款 諸支出金				14款 予 備 費				総務部合計
	うち総務部				うち総務部				
	10項 利子割精算金		11項 県税還付金		1項 予 備 費				
	1目 利子割精算金		1目 県税還付金		1目 予 備 費				
1 報 酬									226,349
2 給 料									1,378,045
3 職員手当等									4,063,344
4 共 済 費									500,716
5 災 害 補 償 費									500
6 恩給及び退職年金									5,424
7 報 償 費									268,333
8 旅 費									101,784
費用弁償									10,432
普通旅費									84,481
特別旅費									6,871
9 交 際 費									1,100
10 需 用 費									280,618
11 役 務 費									317,678
12 委 託 料									1,941,274
13 使用料及び賃借料									928,534
14 工 事 請 負 費									327,408
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費									5,517
18 負担金、補助及び交付金									17,728,755
19 扶 助 費									1,500
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									1,800
22 償還金、利子及び割引料	94	94	380,000	380,000					10,712,608
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									126,506
25 寄 附 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									50,479,300
予 備 費					150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
計	94	94	380,000	380,000	150,000	150,000	150,000	150,000	89,547,093
財 源	国庫支出金								1,723,168
	地方債								61,000
	その他			174,968	174,968				6,159,002
	一般財源	94	94	205,032	205,032	150,000	150,000	150,000	150,000

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
報 酬	会計年度任用職員 97人
給 料	特別職 2人
	一般職員 207人
	定数外職員 39人
負担金、補助 及び交付金	災害復興補助金 25,000
	新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整補助金 1,500,000
2目 人事管理費	
報 酬	産業医(非常勤職員) 5人
	健康相談員(非常勤職員) 2人
	鳥取県職員の処分に係る評価委員会委員 3人
	鳥取県知事等の給与に関する有識者会議委員 10人
	公務災害補償等認定委員会委員 4人
	公務災害補償等審査会委員 3人
	健康管理審査会(一般疾患部会)委員 3人
	健康管理審査会(精神疾患部会)委員 5人
	職員人材開発センター運営審議会委員 6人
	負担金、補助 及び交付金
自治大学校派遣研修負担金 2,353	
自治法派遣職員負担金 16,000	
中国吉林省東北師範大学負担金 644	
公務人材開発協会費 20	
公務員倫理指導者養成研修負担金 100	
研修企画担当者養成研修負担金 280	
自己啓発支援助成金 800	
中央労働災害防止協会賛助会員負担金 50	
職員健康増進事業負担金 21,325	
育休職員職場復帰支援研修会託児負担金 1	
地方職員共済組合負担金 313	
県職員文化活動推進事業補助金 1,004	
4目 文書費	
報 酬	行政不服審査会委員 5人
負担金、補助 及び交付金	審理員候補者研修負担金 72
	行政不服審査法実務研修負担金 36
5目 財政管理費	
負担金、補助 及び交付金	地方財務協会負担金 279
	地方債協会負担金 1,260
	全国自治宝くじ事務協議会負担金 66
	西日本宝くじ事務協議会負担金 81
6目 会計管理費	
報 酬	鍵BOX型車両管理システム プロポーザル審査会委員 5人
7目 財産管理費	
報 酬	財産評価審議会委員 6人
負担金、補助 及び交付金	研修・講習会受講負担金 117
	電波利用料 8
	営繕積算システム運用負担金 2,378
	地域の建物づくりを支える人材育成支援事業補助金 1,920
	資産等所在市町村交付金 55,965
	ふるさと納税自治体連合負担金 30

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
11目	財政調整基金費	
積立金	財政調整基金積立金	1,124
12目	諸 費	
報 酬	鳥取県公益認定等審議会委員	5人
	鳥取県職員の処分等に係る評価委員会委員	3人
負担金、補助及び交付金	地方公営企業繰出金	3,466
	公益認定等総合情報システム利用負担金	331
償還金、利子及び割引料	国庫補助金等過年度精算返還金	30,000
13目	減債基金費	
積立金	減債基金積立金	112,880
14目	公文書館費	
負担金、補助及び交付金	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金	40
17目	臨時財政対策債償還基金費	
積立金	臨時財政対策債償還基金積立金	12,500
2項	企 画 費	
1目	企画総務費	
給 料	一般職員	13人
	定数外職員	2人
2目	計画調査費	
報 酬	クラウド環境開発業務企画提案書評価委員	5人
	鳥取県ビッグデータ活用推進会議委員	9人
	鳥取県CIO補佐官	2人
	鳥取県自治体ICT共同化推進協議会電子申請システム委託業務企画提案書評価委員	2人
	鳥取県自治体ICT共同化推進協議会行政イントラ委託業務企画提案書評価委員	2人
	鳥取県公衆無線LANあり方検討委員会委員	9人
負担金、補助及び交付金	鳥取情報ハイウェイ電線共同溝点検負担金	136
	地方公共団体情報システム機構負担金	1,800
	住民基本台帳ネットワークシステム負担金	19,435
	公的個人認証サービス一般負担金	19,908
	公的個人認証サービス地域情報化推進事業負担金	2,276
	総合行政ネットワーク負担金	33,181
	中間サーバー運用交付金	3,101
	超高速情報通信基盤整備補助金	14,624
	鳥取県地域活動応援事業費補助金	600
	デジタル環境活用支援事業費補助金	2,250
3項	徴 税 費	
1目	税務総務費	
報 酬	会計年度任用職員	20人
	固定資産評価審議会委員	4人
給 料	一般職員	85人
負担金、補助及び交付金	租税教育推進協議会負担金	220
	資産評価システム研究センター負担金	700
	中国ブロック税務講習会負担金	77
	自治法派遣職員負担金	18,914
2目	賦課徴収費	
負担金、補助及び交付金	個人県民税徴収取扱費市町村交付金	877,524
	地方消費税徴収取扱費負担金	26,325
	地方税共同機構負担金	29,558
	鳥取県不正軽油対策事業補助金	440
	納税貯蓄組合補助金	1,400
	たばこ販売組合補助金	180
6項	防 災 費	
1目	防災総務費	
積立金	鳥取県原子力防災対策基金積立金	2

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報酬	会計年度任用職員 1人
	人権フェスティバルプロポーザル審査会外部審査委員 2人
	人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会委員 4人
	人権尊重の社会づくり協議会委員 26人
	差別事象検討小委員会委員 6人
	鳥取県いじめ問題検証委員会委員 5人
給料	一般職員 9人
負担金、補助及び交付金	鳥取県人権文化センター負担金 33,256
	鳥取県人権擁護委員連合会補助金 120
	鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金 1,000
	鳥取県隣保館運営費等補助金 173,029
	全国隣保館連絡協議会負担金 550
	鳥取県隣保館連絡協議会補助金 600
	鳥取県同和对策協議会補助金 126
	部落解放同盟鳥取県連合会補助金 2,300
	部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会負担金 100
	人権相談ネットワーク研修参加負担金 50
	県外研修負担金 108
	鳥取県隣保館等施設整備費補助金 14,534
12款 公債費	
1項 公債費	
1目 利子	償還金、利子及び割引料 一時借入金利子 1,286
2目 公債管理特別会計繰出金	繰出金 公債管理特別会計繰出金 50,479,300
13款 諸支出金	
2項 地方消費税清算金	
1目 地方消費税清算金	償還金、利子及び割引料 地方消費税清算金 10,301,228
3項 利子割交付金	
1目 利子割交付金	負担金、補助及び交付金 市町村交付金 63,724
4項 配当割交付金	
1目 配当割交付金	負担金、補助及び交付金 市町村交付金 257,151
5項 株式等譲渡所得割交付金	
1目 株式等譲渡所得割交付金	負担金、補助及び交付金 市町村交付金 325,701
6項 法人事業税交付金	
1目 法人事業税交付金	負担金、補助及び交付金 市町村交付金 1,011,113
7項 地方消費税交付金	
1目 地方消費税交付金	負担金、補助及び交付金 市町村交付金 12,906,711
8項 ゴルフ場利用税交付金	
1目 ゴルフ場利用税交付金	負担金、補助及び交付金 市町村交付金 84,994
9項 環境性能割交付金	
1目 環境性能割交付金	負担金、補助及び交付金 市町村交付金 166,990
10項 利子割精算金	
1目 利子割精算金	償還金、利子及び割引料 利子割精算金 94
11項 県税還付金	
1目 県税還付金	償還金、利子及び割引料 県税過納金等還付金 380,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和4年度 県税課税調査・収納管理事業	税務課	26,080			令和5年度から 令和6年度まで	26,080				26,080
令和4年度 ふるさと納税促進事業	資産活用推進課 →税務課	寄附受付額 1,000円当たり 105円を乗じ て得た額			令和5年度から 令和7年度まで	限度額の とおり				
令和4年度 人事・給与等管理費	人事企画課	2,734			令和5年度	2,734				2,734
令和4年度 鳥取情報ハイウェイ管理 運営事業	情報政策課 →デジタル改革推進課	8,198			令和5年度から 令和6年度まで	8,198				8,198
令和4年度 鳥取県自治体ICT共同 化推進協議会による共 同化事業	情報政策課 →デジタル改革推進課	102,710			令和5年度から 令和9年度まで	102,710			51,352	51,358
令和4年度 庁内LANシステム管理 運営事業	情報政策課 →デジタル改革推進課	467,266			令和5年度から 令和9年度まで	467,266				467,266
令和4年度 AI・RPA等最先端ICT技 術活用推進事業	情報政策課 →デジタル改革推進課	34,400			令和5年度から 令和6年度まで	34,400				34,400
令和4年度 電子決裁・総合文書管 理システム事業	情報政策課 →デジタル改革推進課	10,584			令和5年度から 令和6年度まで	10,584				10,584
令和4年度 鳥取県WEBGIS運用事 業	情報政策課 →デジタル改革推進課	10,428			令和5年度から 令和6年度まで	10,428				10,428
令和4年度 鳥取県超高速情報通信 基盤整備補助金事業	情報政策課 →デジタル改革推進課	24,792			令和10年度から 令和15年度まで	24,792				24,792
令和4年度 デジタル田園都市鳥取 県戦略推進事業	情報政策課 →デジタル改革推進課	10,355			令和5年度から 令和6年度まで	10,355				10,355
令和4年度 給与等管理費	庶務集中課	382,289			令和5年度から 令和9年度まで	382,289				382,289
令和4年度 集中化業務事務費	庶務集中課	13,064			令和5年度から 令和9年度まで	13,064				13,064
令和4年度 職員宿舍管理事業費	庶務集中課	2,102			令和5年度	2,102			2,102	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成27年度 鳥取県超高速情報通信 基盤整備事業補助	情報政策課 →デジタル 改革推進課	2,055	平成28年度から 令和3年度まで	705	令和4年度から 令和12年度まで	1,269					1,269
平成28年度 鳥取県超高速情報通信 基盤整備事業補助	情報政策課 →デジタル 改革推進課	56,668	平成29年度から 令和3年度まで	33,136	令和4年度から 令和11年度まで	16,487					16,487
平成28年度 鳥取県超高速情報通信 基盤整備事業補助	情報政策課 →デジタル 改革推進課	46,190	令和2年度から 令和3年度まで	1,589	令和4年度から 令和11年度まで	36,726					36,726
平成29年度 県庁基幹システム開発 及び運用保守委託	税務課	59,797	令和2年度から 令和3年度まで	0	令和4年度から 令和5年度まで	59,797					59,797
平成30年度 インターネット放送局機 器賃借料	情報政策課 →デジタル 改革推進課	25,312	令和元年度から 令和3年度まで	11,182	令和4年度から 令和5年度まで	6,833					6,833
平成30年度 インターネット放送局管 理運営業務委託	情報政策課 →デジタル 改革推進課	14,756	令和元年度から 令和3年度まで	9,036	令和4年度から 令和5年度まで	5,522					5,522
平成30年度 WEBフィルタリングソフト 使用料	情報政策課 →デジタル 改革推進課	8,087	令和元年度から 令和3年度まで	2,585	令和4年度から 令和5年度まで	1,293					1,293
平成30年度 LGWANサービス提供設 備賃借料	情報政策課 →デジタル 改革推進課	3,011	令和元年度から 令和3年度まで	1,849	令和4年度から 令和5年度まで	824					824
平成30年度 庁内LANシステム管理 機器賃借料	情報政策課 →デジタル 改革推進課	226,265	令和元年度から 令和3年度まで	202,348	令和4年度から 令和5年度まで	23,917					23,917
平成30年度 鳥取県立人権ひろば2 1指定管理料	人権・同和 対策課	55,439	令和元年度から 令和3年度まで	31,570	令和4年度から 令和5年度まで	22,216					22,216
令和元年度 住民基本台帳ネット ワークシステム機器賃 借料	情報政策課 →デジタル 改革推進課	28,490	令和2年度から 令和3年度まで	6,384	令和4年度から 令和6年度まで	8,512					8,512
令和元年度 庁内LANシステム機器 賃借料	情報政策課 →デジタル 改革推進課	232,526	令和2年度から 令和3年度まで	100,613	令和4年度から 令和7年度まで	128,182					128,182
令和元年度 庁内情報共通基盤強靱 化事業費	情報政策課 →デジタル 改革推進課	180,162	令和2年度から 令和3年度まで	29,882	令和4年度から 令和6年度まで	43,231					43,231
令和元年度 健康管理システム運用 保守業務委託	職員支援課	1,892	令和2年度から 令和3年度まで	946	令和4年度から 令和5年度まで	946					946
令和元年度 県庁基幹システム開発 業務及び運用保守委託 (税務システム)	税務課	4,815	令和2年度から 令和3年度まで	2,484	令和4年度から 令和5年度まで	2,174					2,174
令和元年度 インターネット放送局機 器賃借料	情報政策課 →デジタル 改革推進課	375	令和2年度から 令和3年度まで	138	令和4年度から 令和5年度まで	127					127
令和元年度 インターネット放送局管 理運営業務委託	情報政策課 →デジタル 改革推進課	215	令和2年度から 令和3年度まで	112	令和4年度から 令和5年度まで	102					102
令和元年度 テレビ会議システム管 理運営業務委託	総務課	18,484	令和2年度から 令和3年度まで	13,132	令和4年度から 令和6年度まで	5,169					5,169
令和元年度 鳥取県超高速情報通信 基盤整備事業補助	情報政策課 →デジタル 改革推進課	143,688	令和2年度から 令和3年度まで	6,916	令和4年度から 令和12年度まで	133,390					133,390
令和元年度 鳥取県超高速情報通信 基盤整備補助	情報政策課 →デジタル 改革推進課	100,005			令和6年度から 令和14年度まで	100,004					100,004
令和2年度 税務システム運用事業	税務課	1,769	令和3年度	627	令和4年度から 令和5年度まで	1,098					1,098

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和2年度 県有施設の施設管理マ ネジメント事業	営繕課	243,967	令和3年度	81,504	令和4年度から 令和7年度まで	162,463	1,596			160,867
令和2年度 第5世代移動通信シス テム対応環境整備事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	7,430			令和5年度から 令和15年度まで	7,339				7,339
令和2年度 鳥取県超高速情報通信 基盤整備補助金事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	60,585			令和6年度から 令和15年度まで	55,489				55,489
令和2年度 鳥取情報ハイウェイ管 理運営事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	8,465	令和3年度	1,518	令和4年度から 令和7年度まで	5,313				5,313
令和2年度 庁内LANシステム管理 運営事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	149,959	令和3年度	16,270	令和4年度から 令和8年度まで	49,839				49,839
令和2年度 知事公舎管理費	総務課	6,183	令和3年度	2,007	令和4年度から 令和5年度まで	4,014				4,014
令和2年度 県庁舎管理事業	総務課	77,324	令和3年度	65,676	令和4年度から 令和5年度まで	11,648				11,648
令和3年度 県庁舎設備管理事業	総務課	133,769			令和4年度から 令和6年度まで	133,769		84,000		49,769
令和3年度 税外未収金回収関連強 化事業	税務課				令和4年度から 令和5年度まで	限度額の とおり				
令和3年度 税務システム運用事業	税務課	151,111			令和4年度から 令和8年度まで	129,373				129,373
令和3年度 鳥取情報ハイウェイ管 理運営事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	55,146			令和4年度から 令和9年度まで	55,146				55,146
令和3年度 県庁業務継続力強化事 業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	1,534,530			令和4年度から 令和8年度まで	1,534,530				1,534,530
令和3年度 県庁基幹システム運用 事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	404,292			令和4年度から 令和8年度まで	357,515				357,515
令和3年度 庁内LANシステム管理 運営事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	562,437			令和4年度から 令和9年度まで	154,293				154,293
令和3年度 総合行政・住基ネット ワーク等運営事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	77,125			令和4年度から 令和8年度まで	77,125				77,125
令和3年度 県税課税調査・収納管 理事業	税務課				令和4年度から 令和6年度まで	限度額の とおり				
		1,472千円 にクレジット カード納 付1件当 たり110円 を乗じて得 た額を加 えた額								

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
令和3年度 自治体インターネット回 線共同化事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	73,920			令和4年度から 令和8年度まで	31,641			15,696	15,945
令和3年度 鳥取・岡山自治体情報 セキュリティクラウド運 用事業	情報政策課 →デジタル 改革推進課	370,290			令和4年度から 令和8年度まで	356,400			178,970	177,430
令和3年度 県立施設予約システム 更新事業	資産活用 推進課 →行財政改 革推進課	19,800			令和4年度から 令和8年度まで	18,480				18,480
令和3年度 知事公舎管理費	総務課	2,070			令和4年度から 令和6年度まで	2,070				2,070
令和3年度 県税課税調査・収納管 理事業(県税窓口収納 金等警備輸送業務委 託)	税務課	13,545			令和4年度から 令和6年度まで	13,545				13,545
令和3年度 県有施設の施設管理マ ネジメント事業	営繕課	39,498			令和4年度から 令和6年度まで	39,498	564			38,934
令和3年度 職員人材開発センター 費	職員人材開 発センター	16,500			令和4年度から 令和6年度まで	16,500			8,250	8,250
令和3年度 公文書館管理運営費	公文書館	5,205			令和4年度から 令和6年度まで	5,205				5,205

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	千円 621,227,092	千円 621,315,950	千円 33,087,000	千円 45,762,509	千円 608,640,441
(1) 土産	240,037,593	245,664,847	20,671,852	17,092,332	249,244,367
(2) 農林水産	36,894,475	37,980,476	2,529,016	2,600,272	37,909,220
(3) 教育	16,757,547	16,260,374	847,627	1,370,531	15,737,470
(4) 営住宅	4,318,054	4,171,070	0	196,571	3,974,499
(5) 民生	3,241,510	3,282,823	225,359	264,717	3,243,465
(6) 衛生	1,443,317	1,652,468	635,561	84,368	2,203,661
(7) 臨時財政対策債	271,989,664	267,032,267	5,300,000	22,012,222	250,320,045
(8) その他	46,544,932	45,271,625	2,877,585	2,141,496	46,007,714
2 災害復旧債	9,274,406	12,108,242	1,492,000	1,352,802	12,247,440
(1) 土産	8,420,645	11,072,152	1,319,000	1,248,783	11,142,369
(2) 農林水産	371,608	598,591	173,000	49,841	721,750
(3) その他	482,153	437,499	0	54,178	383,321
合計	630,501,498	633,424,192	34,579,000	47,115,311	620,887,881

令和4年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
総務課	197,091	202,155	△ 5,064				197,091	
政策法務課	110,127	110,630	△ 503			21	110,106	
デジタル・行財政改革局 デジタル改革推進課	316,738	305,932	10,806				316,738	
総合事務センター 庶務集中課	787,784	686,002	101,782				787,784	
物品契約課	464,240	483,618	△ 19,378				464,240	
合計	1,875,980	1,788,337	87,643			21	1,875,959	

令和4年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入	款	項	目	本年度	前年度	比較	節		明		
							区分	金額			
1	事業収入			千円 1,875,959	千円 1,788,316	千円 87,643		千円			
		1	用品調達事業収入	464,240	483,618	△ 19,378					
			1	用品調達事業収入	464,240	483,618	△ 19,378	1	用品調達事業収入	464,240	
		2	自動車管理事業収入	232,742	227,078	5,664					
			1	自動車管理事業収入	232,742	227,078	5,664	1	自動車管理事業収入	232,742	
		3	集中管理事業収入	1,178,977	1,077,620	101,357					
			1	集中管理事業収入	1,178,977	1,077,620	101,357	1	集中管理事業収入	1,178,977	
		2	諸収入			21	21	0			
				1	雑入	21	21	0			
					1	雑入	21	21	0	1	雑入
	歳入	合計		1,875,980	1,788,337	87,643					

歳出

款	項	目	本年度の財源内訳				節	金額	説明
			国庫支出金	起債	諸収入	事業収入			
			千円	千円	千円	千円		千円	
1 事業費									
			千円	千円	千円	千円			
			1,875,980	21	1,875,959				
	1 用品調達事業費		464,240		464,240				
2 自動車管理事業費									
	1 購買費		464,240		464,240	10 需用費	464,240		
2 自動車管理事業費									
			千円	千円	千円				
			232,742		232,742				
	1 自動車管理事業費		232,742		232,742	10 需用費 11 役務費 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金 21 補償、補填及び賠償金	100,544 1,219 129,879 1,000	交通安全協会負担金 60 交通安全運行管理者協議会負担金 40	
3 集中管理事業費									
			千円	千円	千円				
			1,178,998	21	1,178,977				
	1 集中管理事業費		1,178,998	21	1,178,977	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	6,180 1,017 1,209 399 305,116 388,581 4,356 472,140		
歳出合計		1,875,980	21	1,875,959					

給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数		給与費										合計	備考		
	扶養手当 (千円)	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費					合計 (千円)				
区分	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	
本年度	[]	0	6,180	0	1,017	0	1,017	0	1,017	0	0	0	0	0	8,406	
前年度	[]	0	6,102	0	1,017	0	1,017	0	1,017	0	0	0	0	0	8,316	
比較	[]	0	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	
職員手当の内 訳	区分	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数
※職員数欄[]書は、予定数外で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費			合計 (千円)	備 考		
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)				
本年度	(0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
前年度	(0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
比較	[]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤怠手当 (千円)	通勤手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
	本年度													
	前年度													
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特別勤務 手当 (千円)	特別勤務 手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)			
本年度														
前年度														
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数
 ※職員数欄[]書は、予算定数外で外数
 ※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費		合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)		
本年度	3	6,180		1,017	7,197	1,209	8,406	
前年度	3	6,102		1,017	7,119	1,197	8,316	
比較	0	78	0	0	78	12	90	

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

令和4年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

総務課 (内線 : 8555)

1 目 集中管理事業費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁用光熱水費等管理事業	197,091	202,155	△5,064				197,091	
トータルコスト	199,082 千円 (前年度 204,137 千円) [正職員 : 0 人 会計年度任用職員 : 0.7 人]							
主な業務内容	光熱水費の支払い、各課への割当、入居団体への請求							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要 県庁舎及び各総合事務所等の電気、ガス、上下水道料金、冷暖房用燃料費、電話料金の支払いに要する経費 (1) 光熱水費 (燃料費を含む) 154,355 千円 (2) 電話料金 42,736 千円</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点 県庁舎及び各総合事務所の光熱水費等について集中処理することにより、経費の節減と業務の効率化を図る。</p>								

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

政策法務課 (内線 : 7028)

1 目 集中管理事業費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
印刷発送費	110,127	110,630	△503			<雑入> 21	110,106	
トータルコスト	121,813 千円 (前年度 122,294 千円) [正職員 : 0.4 人 会計年度任用職員 : 3.0 人]							
主な業務内容	文書の印刷及び発送							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要 本庁で扱う文書の印刷及び発送の集中管理事業に要する経費</p> <p>2 主な事業内容 (1) 文書の印刷 (37,055 千円 前年度 36,357 千円) 一般職員でも操作可能な印刷機を使用して、印刷業務の効率化、経費の節減を図る。 ・プリント料金 30,716 千円 (前年度 30,149 千円) ・印刷用紙・事務用品等 6,339 千円 (前年度 6,208 千円) (2) 文書の発送 (73,072 千円 前年度 74,273 千円) 所属が発送する文書を政策法務課で集合発送することにより、経費の節減を図る。 ・郵便料金 59,457 千円 (前年度 59,457 千円) ・発送事務用品等 637 千円 (前年度 610 千円) ・会計年度任用職員人件費 8,622 千円 (前年度 8,532 千円) ・収発業務委託料 4,356 千円 (前年度 5,674 千円)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 本庁の文書印刷業務、文書発送業務について集中処理することにより、経費の節減と業務の効率化を図る。</p>								

令和4年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

情報政策課（内線：7094）

3 項 集中管理事業費

→事業実施：デジタル改革推進課

1 目 集中管理事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁内LANパソコン集中管理事業	171,731	168,845	2,886				171,731	
トータルコスト	173,308千円（前年度 170,429千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	契約及び支払い、調達							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県の行政組織を結ぶ「庁内LANシステム」に接続するパソコン等について、調達事務の効率化及び調達コストの削減を図るため、一括して調達事務を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

	細事業名	予算額
1	パソコン等のリース料	136,450
2	ノートライセンスバージョンアップ費用	5,136
3	オンライン会議システム利用料	4,405
4	ビジネスチャットソフトウェア利用料	25,740
	合計	171,731

3 事業目標・取組状況・改善点

調達の集約及び効率化を図る。

令和4年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

1 目 集中管理事業費

情報政策課（内線：8319）
→事業実施：デジタル改革推進課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
クラウドサーバ管理事業	145,007	137,087	7,920				145,007	
トータルコスト	145,796千円（前年度 137,879千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	契約及び支払、クラウドサーバ登録申請承認等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

各所属で整備するサーバを集約化して一括管理し、調達コストの削減を図る。

2 主な事業内容

使用料及び賃借料（145,007千円）

内訳

内容	サーバ台数	金額(千円)
令和3年度までの利用開始分	380	137,087
令和4年度利用開始分	20	7,920
合計	400	145,007

3 事業目標・取組状況・改善点

各所属で整備するサーバを集約し、一括管理を進める。

【鳥取県クラウドサーバとは】

鳥取県における情報システムのサーバ機器の集約化を目的に、平成22年9月に利用を開始した仮想化されたサーバ。

【クラウドサーバ利用のメリット】

- (1) 経費の削減（サーバ資源の有効活用、光熱費の削減）
- (2) 二酸化炭素排出量削減（地球温暖化防止）
- (3) サーバ管理レベルの向上（セキュリティ、保守、運用管理）

各所属担当者で行っていた管理を、高いレベルで一元管理できるようになる。

令和4年度用品調達等集中管理事業特別当初予算説明資料

1 款 事業費

2 項 自動車管理事業費

庶務集中課（内線：7497）

1 目 自動車管理事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
自動車管理事業費	〔債務負担行為〕 469,998 232,742	〔債務負担行為〕 462,608 227,078	〔債務負担行為〕 7,390 5,664				〔債務負担行為〕 469,998 232,742	
トータルコスト	249,367千円（前年度 243,770千円）〔正職員：2人、会計年度任用職員：0.3人〕							
主な業務内容	公用車の管理運営業務、公用車のリース契約（変更・管理）等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本庁、各総合事務所及び地方機関の公用車集中管理並びにリース契約に要する経費。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額
公用車の燃料費、修繕費等	100,544
リース料	129,879
その他	2,319
合計	232,742

<債務負担行為>

（単位：千円）

区分	内容	限度額	説明
新規	令和4年度契約分 (R5～R10年度)	403,218	令和4年度契約に係る債務負担行為
再リース	平成19年度契約分 (R5～R6年度)	1,116	令和3年度以前の契約に係る債務負担行為
	平成20年度契約分 (R5～R6年度)	4,490	
	平成22年度契約分 (R5～R6年度)	5,780	
	平成24年度契約分 (R5～R6年度)	15,970	
	平成26年度契約分 (R5～R6年度)	29,296	
	平成28年度契約分 (R5～R6年度)	10,128	
	合計	469,998	

3 事業目標・取組状況・改善点

リース車両の計画的な集中調達及び公用車予約システムによる効率的な集中管理を行う。

令和4年度用品調達等集中管理事業特別当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

庶務集中課（内線：7495）

1 目 集中管理事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
集中管理経費 支払事業	555,042	458,924	96,118				555,042	
トータルコスト	567,801千円（前年度 471,664千円）〔正職員：0.5人、会計年度任用職員：3.1人〕							
主な業務内容	新聞、追録・定期刊行物代等の各所属共通経費の支払							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

各所属に共通する経費について、庁内LANデータベースを利用し、全庁の実績額を把握・集計するとともに、支払を集中化することにより、事務の効率化を図る。

2 主な事業内容

（1）支払を集中管理する経費

- ・新聞、追録・定期刊行物の支払
- ・コピー代の支払
- ・ANA@desk等利用による航空券利用料の支払
- ・宅配料金（庶務集中課一括契約分）
- ・タクシー・ハイヤー料金（チケット利用分）

（2）所要経費

（単位：千円）

区分	予算額
新聞・追録代	143,980
コピー代	116,348
航空券利用料	265,707
宅配料金（庶務集中課契約分）	20,669
タクシー・ハイヤー料金（チケット利用分）	8,338
合計	555,042

3 事業目標・取組状況・改善点

各種共通経費の一括払いにより、全所属の事務負担の軽減を図る。

令和4年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

1 項 用品調達事業費

物品契約課（内線：7433）

1 目 購買費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
購買費	464,240	483,618	△19,378				464,240	
トータルコスト	473,393千円（前年度 492,787千円）〔正職員：0.8人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	入札事務（入札通知・開札） 契約事務（変更契約を含む） 発注、納品、支払事務 次年度用品選定							
工程表の政策内容	透明性、公平性の高い効率的な調達の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

各所属で使用する用品の集中調達に要する経費。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
一般事務用品（消耗品費）	コピー用紙、各種ファイル類等	108,195
印刷製本等（印刷製本費）	封筒、文書保存箱等	10,824
石油製品（燃料費）	ガソリン、重油、軽油等	345,221
合計		464,240

3 事業目標・取組状況・改善点

用品を集中して調達することで、予算の効率的な執行と業務の効率化を図る。

令和4年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書

節	款項目	用品調達等 集中管理事業 特別会計	1款 事業費		2項 自動車管理事業費	
			1項 用品調達事業費	1目 購買費	1目 自動車管理事業費	
1	報酬	6,180	6,180			
2	給料					
3	職員手当等	1,017	1,017			
4	共済費	1,209	1,209			
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	報償費					
8	旅費	399	399			
	費用弁償	216	216			
	普通旅費	183	183			
	特別旅費					
9	交際費					
10	需用費	869,900	869,900	464,240	464,240	100,544
11	役務費	389,800	389,800			1,219
12	委託料	4,356	4,356			
13	使用料及び賃借料	602,019	602,019			129,879
14	工事請負費					
15	原材料費					
16	公有財産購入費					
17	備品購入費					
18	負担金、補助及び交付金	100	100			100
19	扶助費					
20	貸付金					
21	補償、補填及び賠償金	1,000	1,000			1,000
22	償還金、利子及び割引料					
23	投資及び出資金					
24	積立金					
25	寄附金					
26	公課費					
27	繰出金					
	予備費					
	計	1,875,980	1,875,980	464,240	464,240	232,742
財源内訳	国庫支出金					
	繰入金					
	その他	21	21			
訳	事業収入	1,875,959	1,875,959	464,240	464,240	232,742

令和4年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

節	款項目	1款 事業費		総務部合計
		3項 集中管理事業費		
		1目 集中管理事業費		
1	報酬	6,180	6,180	6,180
2	給料			
3	職員手当等	1,017	1,017	1,017
4	共済費	1,209	1,209	1,209
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費			
8	旅費	399	399	399
	費用弁償	216	216	216
	普通旅費	183	183	183
	特別旅費			
9	交際費			
10	需用費	305,116	305,116	869,900
11	役務費	388,581	388,581	389,800
12	委託料	4,356	4,356	4,356
13	使用料及び賃借料	472,140	472,140	602,019
14	工事請負費			
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費			
18	負担金、補助及び交付金			100
19	扶助費			
20	貸付金			
21	補償、補填及び賠償金			1,000
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金			
25	寄附金			
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	1,178,998	1,178,998	1,875,980
財源内訳	国庫支出金			
	繰入金			
	その他	21	21	21
	事業収入	1,178,977	1,178,977	1,875,959

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
1款 事業費	
2項 自動車管理事業費	
1目 自動車管理事業費	
負担金、補助及び交付金	交通安全協会負担金 60
	交通安全運行管理者協議会負担金 40
3項 集中管理事業費	
1目 集中管理事業費	
報 酬	会計年度任用職員 3人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	繰入金	その他	事業収入
令和4年度 公用車リース料 (平成19年度契約分)	庶務集中 課	千円 1,116		千円	令和5年度から 令和6年度まで	1,116				1,116
令和4年度 公用車リース料 (平成20年度契約分)	庶務集中 課	4,490			令和5年度から 令和6年度まで	4,490				4,490
令和4年度 公用車リース料 (平成22年度契約分)	庶務集中 課	5,780			令和5年度から 令和6年度まで	5,780				5,780
令和4年度 公用車リース料 (平成24年度契約分)	庶務集中 課	15,970			令和5年度から 令和6年度まで	15,970				15,970
令和4年度 公用車リース料 (平成26年度契約分)	庶務集中 課	29,296			令和5年度から 令和6年度まで	29,296				29,296
令和4年度 公用車リース料 (平成28年度契約分)	庶務集中 課	10,128			令和5年度から 令和6年度まで	10,128				10,128
令和4年度 公用車リース料 (令和4年度契約分)	庶務集中 課	403,218			令和5年度から 令和10年度まで	403,218				403,218

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	繰入金	その他	事業収入
平成29年度 公用車リース料 (平成29年度契約分)	庶務集中 課	千円 168,414	平成30年度から 令和3年度まで	19,104	令和4年度から 令和5年度まで	9,552				9,552
平成30年度 公用車リース料 (平成30年度契約分)	庶務集中 課	358,176	令和元年度から 令和3年度まで	36,618	令和4年度から 令和6年度まで	36,719				36,719
令和元年度 公用車リース料 (令和元年度契約分)	庶務集中 課	420,504	令和2年度から 令和3年度まで	19,423	令和4年度から 令和7年度まで	38,845				38,845
令和元年度 公用車リース料 (平成29年度契約分)	庶務集中 課	356	令和2年度から 令和3年度まで	34	令和4年度から 令和5年度まで	34				34
令和2年度 公用車リース料 (令和2年度契約分)	庶務集中 課	467,556	令和3年度	16,006	令和4年度から 令和8年度まで	82,872				82,872
令和2年度 文書收发業務委託	政策法務 課	17,022	令和3年度	4,356	令和4年度から 令和5年度まで	8,712				8,712
令和3年度 公用車リース料 (平成19年度契約分)	庶務集中 課	2,182			令和4年度から 令和5年度まで	1,479				1,479
令和3年度 公用車リース料 (平成21年度契約分)	庶務集中 課	3,718			令和4年度から 令和5年度まで	1,978				1,978
令和3年度 公用車リース料 (平成23年度契約分)	庶務集中 課	5,508			令和4年度から 令和5年度まで	2,932				2,932
令和3年度 公用車リース料 (平成25年度契約分)	庶務集中 課	29,064			令和4年度から 令和5年度まで	19,257				19,257
令和3年度 公用車リース料 (平成27年度契約分)	庶務集中 課	19,044			令和4年度から 令和5年度まで	13,692				13,692
令和3年度 公用車リース料 (令和3年度契約分)	庶務集中 課	403,092			令和4年度から 令和9年度まで	116,394				116,394

議案第3号

令和4年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
財政課	64,492,220	62,630,082	1,862,138		10,741,600		〈基金繰入金〉 3,271,320 〈一般会計繰入金〉 50,479,300	
合計	64,492,220	62,630,082	1,862,138		10,741,600		53,750,620	

令和4年度鳥取県公債管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区	分	
1 繰入金			千円	千円	千円		千円	
			53,750,620	51,357,202	2,393,418			
	1 一般会計繰入金		50,479,300	50,809,522	△ 330,222			
		1 一般会計繰入金	50,479,300	50,809,522	△ 330,222	1 一般会計繰入金	50,479,300	
	2 減債基金繰入金		3,271,320	547,680	2,723,640			
		1 減債基金繰入金	3,271,320	547,680	2,723,640	1 減債基金繰入金	3,271,320	
2 県債			10,741,600	11,272,880	△ 531,280			
			10,741,600	11,272,880	△ 531,280			
	1 県債		10,741,600	11,272,880	△ 531,280	1 公債費借換債	10,741,600	元金充当
	歳入	合計	64,492,220	62,630,082	1,862,138			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
						国庫支出金	起債	繰入金	事業収入	
1 公債費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
			64,492,220	62,630,082	1,862,138	10,741,600	53,750,620			
	1 公債費		64,492,220	62,630,082	1,862,138	10,741,600	53,750,620			
		1 元 金	61,128,232	58,936,867	2,191,365	10,741,600	50,386,632			
								22償還金利子及び割引料	60,146,975	
								24積立金	981,257	
	2 利子		3,283,684	3,624,576	△ 340,892		3,283,684	22償還金利子及び割引料	3,283,684	
	3 公債諸費		80,304	68,639	11,665		80,304	11役務費	67,849	
								12委託料	27	
								13使用料及び賃借料	526	
								21補償、補填及び賠償金	11,902	
	歳出	合計	64,492,220	62,630,082	1,862,138	10,741,600	53,750,620			

令和4年度公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

1 目 元金

財政課 (内線: 7597)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	61,128,232	58,936,867	2,191,365		10,741,600		<基金繰入金> 3,271,320 <一般会計繰入金> 47,115,312	
トータルコスト	61,131,386 千円 (前年度 58,940,035 千円) [正職員: 0.4 人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の元金の償還に係る事務処理、満期一括償還方式で借り入れた地方債の単年度償還相当額の積立に係る事務処理							
工程表の政策内容	-							

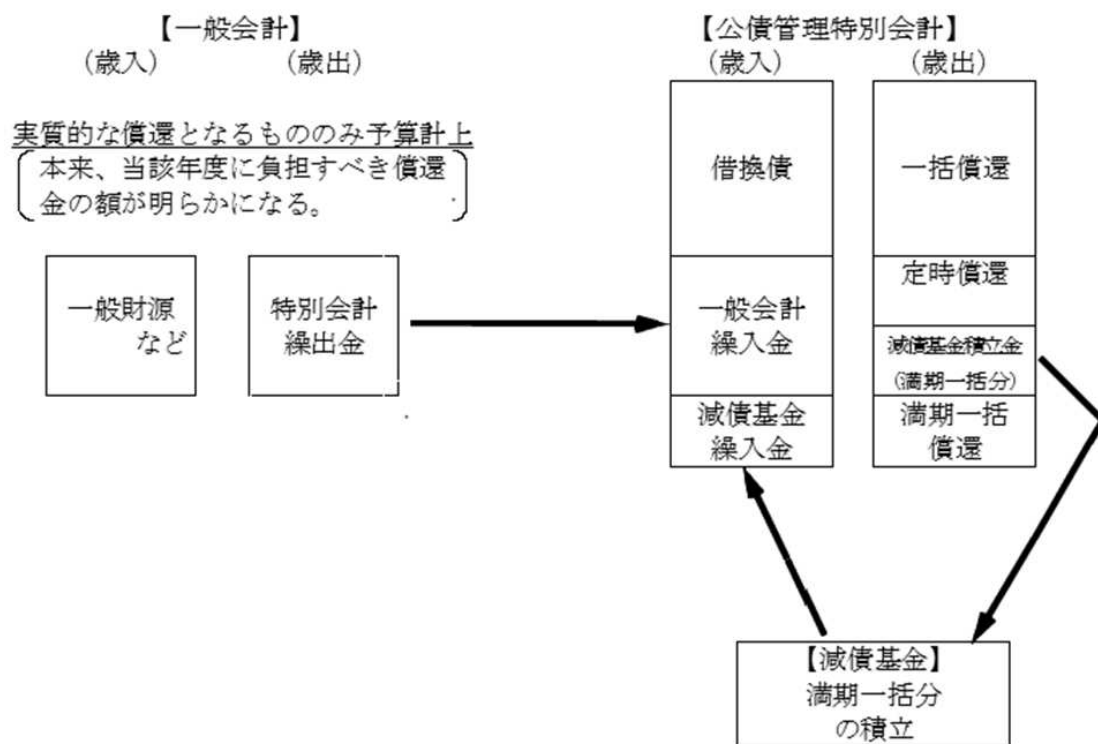
事業内容の説明

1 事業の目的、概要

過去に借り入れた一般会計に係る地方債のうち、令和4年度に返済する元金の支払い及び満期一括償還方式で借り入れた起債元金の単年度償還相当額を減債基金に積み立てるために要する経費

- ・ 公債元金 61,128,232 円

<公債管理特別会計の仕組み>



2 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

県債の適切な管理を行う。

<取組状況・改善点>

県債の適切な管理を行っている。

令和4年度公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

2 目 利子

財政課（内線：7597）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	3,283,684	3,624,576	△340,892				<一般会計繰入金> 3,283,684	
トータルコスト	3,286,838 千円（前年度 3,627,744 千円）[正職員:0.4 人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の利子の支払いに係る事務処理							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>一般会計分の地方債に係る、令和4年度分の利子の支払いのための経費</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <p><事業目標></p> <p>県債の適切な管理を行う。</p> <p><取組状況・改善点></p> <p>県債の適切な管理を行っている。</p>								

財政課（内線：7597）

（単位：千円）

3 目 公債諸費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
公債諸費	80,304	68,639	11,665				<一般会計繰入金> 80,304	
トータルコスト	81,881 千円（前年度 70,223 千円）[正職員:0.2 人]							
主な業務内容	県債の借入及び県債管理システムの保守に係る事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県債の管理に要する諸経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県債発行に要する手数料等 67,849 千円 ・ ※市場公募地方債に係る手数料を含む。 ・ 県債管理システム保守委託等 553 千円 ・ 地方公共団体金融機構への繰上償還補償料 11,902 千円 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p><事業目標></p> <p>県債の適切な管理を行う。</p> <p><取組状況・改善点></p> <p>県債の適切な管理を行っている。</p>								

令和4年度 鳥取県公債管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款項目	公債管理 特別会計 合 計	1款 公債費				総務部計	
				1項 公債費				
				1目 元 金	2目 利 子	3目 公 債 諸 費		
1	報 酬							
2	給 料							
3	職 員 手 当 等							
4	共 済 費							
5	災 害 補 償 費							
6	恩給及び退職年金							
7	報 償 費							
8	旅 費							
	費用弁償							
	普通旅費							
	特別旅費							
9	交 際 費							
10	需 用 費							
11	役 務 費	67,849	67,849	67,849		67,849	67,849	
12	委 託 料	27	27	27		27	27	
13	使用料及び賃借料	526	526	526		526	526	
14	工 事 請 負 費							
15	原 材 料 費							
16	公有財産購入費							
17	備 品 購 入 費							
18	負担金、補助及び 交付金							
19	扶 助 費							
20	貸 付 金							
21	補償、補填及び 賠償金	11,902	11,902	11,902		11,902	11,902	
22	償還金、利子及び 割引料	63,430,659	63,430,659	63,430,659	60,146,975	3,283,684	63,430,659	
23	投資及び出資金							
24	積 立 金	981,257	981,257	981,257	981,257		981,257	
25	寄 附 金							
26	公 課 費							
27	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	64,492,220	64,492,220	64,492,220	61,128,232	3,283,684	80,304	64,492,220
財	国庫支出金							
源	地 方 債	10,741,600	10,741,600	10,741,600	10,741,600			10,741,600
内	そ の 他							
訳	繰 入 金	53,750,620	53,750,620	53,750,620	50,386,632	3,283,684	80,304	53,750,620

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
1款 公債費	
1項 公債費	
1目 元 金	
償還金、利子 及び割引料	公債元金償還金 60,146,975
2目 利 子	
償還金、利子 及び割引料	公債利子償還金 3,283,684

議案第4号

令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
庶務集中課	27,657,724	28,114,690	△ 456,966			27,657,724		
合計	27,657,724	28,114,690	△ 456,966			27,657,724		

令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 給与等 振替 収入			千円 27,657,724	千円 28,114,690	千円 △456,966		千円	
	1 給与等 振替 収入		27,657,724	28,114,690	△456,966			
		1 給与等振替収入		27,657,724	28,114,690	△456,966	1 給与等振替収入	27,657,724
歳入合計			27,657,724	28,114,690	△456,966			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	節		説明
							区分	金額	
1 給与費			千円 27,657,724	千円 28,114,690	千円 △456,966	千円		千円	
	1 給与費		27,657,724	28,114,690	△456,966	27,657,724			
		1 給与費		27,657,724	28,114,690	△456,966	27,657,724	報酬 給料 手当 共済費 費用弁償	2,385,133 11,266,404 9,693,299 4,202,008 110,880
歳出合計			27,657,724	28,114,690	△456,966	27,657,724			

令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料

1 款 給与費

1 項 給与費

庶務集中課（内線：7495）

1 目 給与費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
給与費	27,657,724	28,114,690	△456,966			〈給与等振替収入〉 27,657,724		

主な業務内容 特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等に係る給与費の支払い

工程表の政策内容 —

事業内容の説明

特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等の給与費について、特別会計による一括支払いを行うことにより、各部予算担当者の予算執行管理事務の効率化を図る。

【内訳】（単位：千円）

区 分	予 算 額
報 酬	2,385,133
給 料	11,266,404
手 当	9,693,299
共済費	4,202,008
費用弁償	110,880
合 計	27,657,724

令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款項目	給与集中管理 特別会計合計	1款 給与費			総務部 合計
				1項 給与費		
					1目 給与費	
1	報酬	2,385,133	2,385,133	2,385,133	2,385,133	2,385,133
2	給料	11,266,404	11,266,404	11,266,404	11,266,404	11,266,404
3	職員手当等	9,693,299	9,693,299	9,693,299	9,693,299	9,693,299
4	共済費	4,202,008	4,202,008	4,202,008	4,202,008	4,202,008
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃金					
8	報償費					
9	旅費	110,880	110,880	110,880	110,880	110,880
	費用弁償	110,880	110,880	110,880	110,880	110,880
	普通旅費					
	特別旅費					
10	交際費					
11	需用費					
12	役務費					
13	委託料					
14	使用料及び賃借料					
15	工事請負費					
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費					
19	負担金、補助及び 交付金					
20	扶助費					
21	貸付金					
22	補償、補填及び賠 償金					
23	償還金、利子及び 割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金					
26	寄附金					
27	公課費					
28	繰入金					
	予備費					
	計	27,657,724	27,657,724	27,657,724	27,657,724	27,657,724
財	国庫支出金					
源	起債					
内	その他	27,657,724	27,657,724	27,657,724	27,657,724	27,657,724
訳	繰入金					

条例名等	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 仕事と育児の両立を支援するため、育児休業等を取得することができる者の要件の見直し等を行う。</p> <p>2 概要 (1) 非常勤職員の育児休業等に係る取得要件のうち、在職期間が1年以上であることとする要件を廃止する。 (2) 職員が任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととする。 (3) 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、研修の実施、相談体制の整備その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講ずるものとする。</p> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p>

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 1週間の勤務日の日数が3日以上である<u>非常勤職員</u>又は週以外の期間によって勤務日が定められている<u>非常勤職員</u>で1年間の勤務日の日数が121日以上である<u>もの</u></p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア <u>職員</u>（1週間の勤務日の日数が3日以上である<u>職員</u>又は週以外の期間によって勤務日が定められている<u>職員</u>で1年間の勤務日の日数が121日以上である<u>職員</u>に限る。<u>第19条第2号において同じ。</u>）として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。）</p> <p>ア 1週間の勤務日の日数が3日以上である<u>非常勤職員</u>又は週以外の期間によって勤務日が定められている<u>非常勤職員</u>で1年間の勤務日の日数が121日以上である<u>もの</u></p> <p>イ 略</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。）</p> <p>ア <u>職員</u>として引き続き在職した期間が1年以上である<u>非常勤職員</u></p> <p>イ 略</p>
<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p><u>第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請</u></p>	

求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(人事委員会規則への委任)

第25条 略

(人事委員会規則への委任)

第23条 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例</p>						
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。</p> <p>2 概要 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、以下の6団体を加える。</p> <table border="1" data-bbox="320 640 1064 869"> <tr> <td>一般財団法人救急振興財団</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人自治体衛星通信機構</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人地域活性化センター</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人地域総合整備財団</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人地域創造</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会</td> </tr> </table> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p>	一般財団法人救急振興財団	一般財団法人自治体衛星通信機構	一般財団法人地域活性化センター	一般財団法人地域総合整備財団	一般財団法人地域創造	一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会
一般財団法人救急振興財団							
一般財団法人自治体衛星通信機構							
一般財団法人地域活性化センター							
一般財団法人地域総合整備財団							
一般財団法人地域創造							
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会							

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ <u>一般財団法人救急振興財団</u></p> <p>チ <u>一般財団法人自治体衛星通信機構</u></p> <p>ツ 略</p> <p>テ <u>一般財団法人地域活性化センター</u></p> <p>ト <u>一般財団法人地域総合整備財団</u></p> <p>ナ <u>一般財団法人地域創造</u></p> <p>ニ <u>一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会</u></p> <p>ヌ 略</p> <p>ネ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、手数料の標準とすべき額が改められたことに伴い、手数料の額の変更を行う。</p> <p>2 概要 (1) 行政書士試験の実施に係る手数料の額を1件につき10,400円（現行7,000円）に引き上げる。 (2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(1の2) 行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の実施 1件につき<u>10,400円</u></p> <p>(2)～(144) 略</p> <p>(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき<u>11,600円</u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、1件につき<u>11,100円</u>)</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき<u>10,300円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>9,800円</u>)</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>11,600円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>11,100円</u>)</p> <p>エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>11,600円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>11,100円</u>)</p> <p>オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>10,300円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>9,800円</u>)</p> <p>カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につ</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(1の2) 行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の実施 1件につき<u>7,000円</u></p> <p>(2)～(144) 略</p> <p>(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき<u>9,300円</u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、1件につき<u>8,800円</u>)</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき<u>8,700円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>8,200円</u>)</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>9,300円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>8,800円</u>)</p> <p>エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>9,300円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>8,800円</u>)</p> <p>オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件につき<u>8,700円</u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、1件につき<u>8,200円</u>)</p> <p>カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につ</p>

<p>き9,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき8,500円）</p> <p>キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき7,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき6,700円）</p> <p>(146)～(158) 略</p> <p>(159) 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1件につき2,700円</p> <p>(160)～(164) 略</p> <p>(165) 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安の確保の方法の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 1件につき98,000円</p> <p>(166) 略</p> <p>(167) 液化石油ガス法第37条の2第1項（液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア <u>貯蔵施設又は特定供給設備 1件につき15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額</u></p> <p>イ <u>充てん設備 1件につき17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じた額</u></p> <p>(168)～(172) 略</p> <p>(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき23,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき22,700円）</p> <p>(174)～(306) 略</p> <p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき8,200円</p> <p>(308)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>き7,900円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき7,400円）</p> <p>キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につき6,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき5,700円）</p> <p>(146)～(158) 略</p> <p>(159) 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え交付 1件につき2,100円</p> <p>(160)～(164) 略</p> <p>(165) 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定に基づく保安の確保の方法の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 1件につき110,000円</p> <p>(166) 略</p> <p>(167) 液化石油ガス法第37条の2第1項（液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく液化石油ガス等の貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の数を乗じた額</p> <p>(168)～(172) 略</p> <p>(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につき21,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、1件につき20,900円）</p> <p>(174)～(306) 略</p> <p>(307) 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 1件につき7,000円</p> <p>(308)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第159号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を減額して貸し付けること（鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地）について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 同和問題の早期解決を図るため旧鳥取市解放文化会館用地として鳥取市に無償貸付けをしてきた当該土地について、平成24年4月から当該土地上の建物に係る使用料収入などの実態に照らして相応の負担を求めることとし、減額して貸し付けているが、貸付期間が令和4年3月31日をもって終了することから、引き続き減額して貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概 要 (1) 財産の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市幸町151番</td> <td style="text-align: center;">1,494.13平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 鳥 取 市</p> <p>(3) 利用目的 鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地(旧鳥取市解放文化会館用地)に使用するため</p> <p>(4) 貸付期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>(5) 減額して貸し付ける理由 当該土地については、当該土地上の建物に係る使用料収入などの実態に照らして相応の負担を求めることとし、減額して貸し付けているが、貸付期間が令和4年3月31日をもって終了する。 当該施設が本県において同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決や福祉向上のための中核的施設として利用に供され、本県人権・福祉政策の推進上果たしている役割を勘案して、引き続き貸付料の減額をして貸し付けようとするものである。</p> <p>(6) 貸付金額 鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センターの建物に係る使用料収入の2分の1に相当する額</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	鳥取市幸町151番	1,494.13平方メートル
種 類	所 在 地	数 量					
土 地	鳥取市幸町151番	1,494.13平方メートル					

条例名等	権利の放棄（過年度分報酬過払返納金）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）権利放棄の内容</p> <p>過年度分報酬過払返納金に係る未返還額の請求権について、権利を放棄するものである。</p> <p>（2）相手方及び権利放棄する金額</p> <p>鳥取市 個人 1名 28,387円</p> <p>（3）権利放棄する理由</p> <p>債務者が死亡、相続人の裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。</p>

条 例 名 等	鳥取県税条例等の一部を改正する条例																																									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 令和4年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、次の事項を主な内容とする所要の改正を行う。</p> <p>(1) 個人県民税に係る住宅ローン控除の延長 (2) 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し (3) 法人事業税に係るガス供給業の収入金額課税方式の見直し</p> <p>2 概要（主なもの）</p> <p>(1) 個人県民税に係る住宅ローン控除の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除の適用期限を令和7年まで4年延長し、控除率を0.7%（現行 1%）に縮小する。 控除期間を13年（現行 10年）に延長する。 <p>(2) 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し 大法人の法人事業税所得割について、年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">改正前</th> <th style="width: 20%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大法人（資本金1億円超）</td> <td>所得割 400万円以下</td> <td rowspan="3">所得割 全て 1.0%</td> </tr> <tr> <td>400万円超800万円以下</td> </tr> <tr> <td>800万円超</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 法人事業税に係るガス供給業の収入金額課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造・小売部門に係る課税方式の見直しを行う（導管部門は収入金額課税を維持）。 特定ガス供給業者（大手事業者5社）は課税額の4割程度に付加価値割と資本割を組み入れる。 一般ガス供給業者は一般の課税方式に見直す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部 門</th> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">改正前</th> <th style="width: 30%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">製造・小売</td> <td colspan="2">特定ガス供給業</td> <td>収入割 0.78%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般ガス供給業</td> <td>1億円超</td> <td>付加価値割 0.77%</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>資本割 0.32%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>収入割 1.3%</td> <td>所得割 3.6%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>付加価値割 1.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>資本割 0.5%</td> </tr> <tr> <td>導管</td> <td colspan="2">—</td> <td>所得割 9.6%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>収入割 1.3%のまま</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※税率は特別法人事業税を含む。 ※一般ガス供給業のうち、小規模ガス事業者は、平成30年度税制改正により、一般の課税方式に見直し済</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は令和4年4月1日とする。ただし、2の(1)については、令和5年1月1日とする。 (2) その他所要の措置を講ずる。</p>	区 分	改正前	改正後	大法人（資本金1億円超）	所得割 400万円以下	所得割 全て 1.0%	400万円超800万円以下	800万円超	部 門	区 分	改正前	改正後	製造・小売	特定ガス供給業		収入割 0.78%	一般ガス供給業	1億円超	付加価値割 0.77%	1億円以下	資本割 0.32%			収入割 1.3%	所得割 3.6%				付加価値割 1.2%				資本割 0.5%	導管	—		所得割 9.6%			収入割 1.3%のまま	
区 分	改正前	改正後																																								
大法人（資本金1億円超）	所得割 400万円以下	所得割 全て 1.0%																																								
	400万円超800万円以下																																									
	800万円超																																									
部 門	区 分	改正前	改正後																																							
製造・小売	特定ガス供給業		収入割 0.78%																																							
	一般ガス供給業	1億円超	付加価値割 0.77%																																							
		1億円以下	資本割 0.32%																																							
			収入割 1.3%	所得割 3.6%																																						
			付加価値割 1.2%																																							
			資本割 0.5%																																							
導管	—		所得割 9.6%																																							
		収入割 1.3%のまま																																								

<参考>

その他の税制改正の内容

(1) 法人税、法人県民税及び法人事業税における賃上げ税制の強化

- ・賃上げを行った企業に対する法人税額等からの控除率を最大40%（現行 25%）に引き上げる。
- ・法人事業税付加価値割の課税標準の算定について、控除要件及び控除額を見直す。

(2) 登記所から都道府県への登記情報の電子的通知化・納税者の申告手続の緩和（不動産取得税）

(3) 地方税務手続のデジタル化

- ・eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続を拡大する。
- ・地方税共通納税システムを通じた電子納付の対象を全税目に順次拡大する。
- ・地方税共通納税システムでスマートフォン決済アプリ、クレジットカードによる納付を可能とする規定を整備する。

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申告書、届出書等の提出の特例)</p> <p>第19条の2 法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う<u>書面等地方税関係申告等</u>については、前条の規定を適用しない。この場合において、当該<u>書面等地方税関係申告等</u>は、前条の規定により提出されたものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>第19条の3 法第747条の3第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う<u>書面等以外地方税関係申告等</u>については、第19条の規定を適用しない。</p> <p>(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)</p> <p>第88条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p><u>6 第1項の規定にかかわらず、知事は、同項の規定による申告がない場合においても、当該住宅の取得が法第73条の14第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認めるときは、同条第1項又は第3項の規定を適用することができる。</u></p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第89条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(申告書、届出書等の提出の特例)</p> <p>第19条の2 法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う<u>特定書面等地方税関係申告等</u>については、前条の規定を適用しない。この場合において、当該<u>特定書面等地方税関係申告等</u>は、前条の規定により提出されたものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>第19条の3 法第747条の3第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う<u>特定地方税関係申告等</u>については、第19条の規定を適用しない。</p> <p>(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)</p> <p>第88条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第89条 略</p> <p>2・3 略</p>

4 第1項の規定にかかわらず、知事は、同項の規定による申告がない場合においても、当該土地の取得が法第73条の24第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認めるときは、同条第1項から第3項までの規定を適用することができる。

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第6号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2)・(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

略

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号及び同項第5号に掲げる種別割にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第6号に掲げる種別割にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第8号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2)・(3) 略

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和3年度分の種別割 次表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 略

(7) 略

(8) 略

略

2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる種別割にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる種別割にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合（居住年が平成26年から令和3年までの場合に限る。）は、法附則第5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項（<u>同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。</u>）に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次項及び次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における第2項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、<u>第3号及び第4号</u>に掲げる者に対する払込みは、<u>法第747条の6第2項</u>に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 法第747条の8第1項に規定する機構指定納付受託者</u></p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあつては納付書、納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあつては<u>法第747条の6第2項</u>に規定する総務省令で定める方法により、<u>同項第4号に該当する者に対して行う場合にあつては法第747条の8第1項に規定する総務省令で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第83条の2 略</p> <p>2 前項の申告は、<u>第106条の2に定めるところにより、知事が別に定める期日までに</u>しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(不動産の取得に係る申告又は報告)</p> <p>第84条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。<u>ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下</u></p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、<u>法第747条の5の2第2項</u>に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあつては納付書、納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあつては<u>法第747条の5の2第2項</u>に規定する総務省令で定める方法によるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第83条の2 略</p> <p>2 前項の申告は、<u>第84条第1項の規定により当該住宅又は土地の取得の事実を申告する際、第106条の2に定めるところによって、併せて</u>しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(不動産の取得に係る申告又は報告)</p> <p>第84条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p>

された場合を除く。)は、この限りでない。

(1)～(6) 略

2 略

3 第1項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に対し同項各号に定める事項について申告を求めることができる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し第1項各号に定める事項以外の事項について報告を求めることができる。

5 第1項若しくは第3項の申告又は前項の報告は、当該不動産の所在地の市町村長を経由してしなければならない。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第86条 市町村長は、法第73条の18第4項の規定によって送付し、又は通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳(法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。)に登録された価格その他不動産の価格の決定について参考となるべき事項を、規則で定める通知書によって併せて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の24第1項第1号に規定する特例適用住宅の新築、同条第2項第1号に規定する耐震基準適合既存住宅等の取得又は同条第3項第1号に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事

(1)～(6) 略

2 略

3 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し報告を求めることができる。

4 第1項の申告又は前項の報告は、当該不動産の所在地の市町村長を経由してしなければならない。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第86条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定によって送付し、又は通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳(法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。)に登録された価格その他不動産の価格の決定について参考となるべき事項を、規則で定める通知書によって併せて知事に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の24第1項第1号に規定する特例適用住宅の新築、同条第2項第1号に規定する耐震基準適合既存住宅等の取得又は同条第3項第1号に規定する耐震基準不適合既存住宅の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事

項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第62条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第94条 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、不動産を取得した日から1年以内に当該不動産以外の不動産を収用され、又は譲渡することを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の

項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の特例に関する申告)

第92条の2 法附則第62条第2項の規定により読み替えて適用される法第73条の27の2第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該住宅を取得した日から耐震改修の日後6月以内に第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第94条 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、不動産を取得した日から1年以内に当該不動産以外の不動産を収用され、又は譲渡することを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の

徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲受け予定者等が同条第1項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第102条 法第73条の27の7第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(3世代住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項各号に規定する期間内に3世代住宅の耐震改修、新築又は取得をすることを証明する書類を添付して、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲受け予定者等が同条第1項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第102条 法第73条の27の7第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(3世代住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項各号に規定する期間内に3世代住宅の耐震改修、新築又は取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅又は土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

<p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第108条 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、<u>知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第110条 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、<u>知事が別に定める期日までに、提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第112条 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、<u>知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第108条 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、<u>第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第110条 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、<u>第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第112条 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、<u>第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(令和2年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第43条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定により、同条第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 法第53条第1項、<u>第31項及び第35項の規定により</u>申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、<u>前項の規定により</u>申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。</p> <p>3 法人税法第71条第1項若しくは同法第144条の<u>3第1項の規定により</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその<u>事業年度開始の日から6月経過日</u>（法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該<u>事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間</u>に係る均等割額について申告納付することを要しない。</p> <p>4 特定法人（法第53条第66項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第65項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第65項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。</p>	<p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 法第53条第1項、<u>第4項、第19項及び第23項の規定によって</u>申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、<u>前項の規定によって</u>申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。</p> <p>3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその<u>連結事業年度</u>（法人税法第15条の2に規定する<u>連結事業年度</u>をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。）開始の日から<u>6月</u>の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該<u>連結事業年度開始の日から6月</u>の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。</p> <p>4 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。</p>
--	--

第5条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（令和3年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。
第2条中鳥取県税条例第54条、第56条及び第58条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)、 <u>(3)及び</u> <u>(4)</u> に掲 げる事業 以外の事 業	略	
	イ 法第72条の4第 1項各号に掲げる 法人、法第72条の 5第1項各号に掲 げる法人、特別法 人(法第72条の24 の7第7項に規定 する特別法人をい う。以下この節に おいて同じ。)、法 第72条の2第4項 に規定する人格の ない社団等、同条 第5項に規定する みなし課税法人、 同条第1項第1号 ロに規定する投資 法人、同号ロに規 定する特定目的会 社並びに一般社団 法人(非営利型法 人(法人税法第2 条第9号の2に規 定する非営利型法 人をいう。以下こ の号において同 じ。)に該当するも のを除く。)及び一 般財団法人(非営 利型法人に該当す るものを除く。)並 びにこれらの法人 以外の法人で資本 金の額若しくは出 資金の額が1億円 以下のもの又は資	略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2) <u>及び(3)</u> に掲げる 事業以外 の事業	略	
	イ 法第72条の4第 1項各号に掲げる 法人、法第72条の 5第1項各号に掲 げる法人、特別法 人(法第72条の24 の7第6項に規定 する特別法人をい う。以下この節に おいて同じ。)、法 第72条の2第4項 に規定する人格の ない社団等、同条 第5項に規定する みなし課税法人、 同条第1項第1号 ロに規定する投資 法人、同号ロに規 定する特定目的会 社並びに一般社団 法人(非営利型法 人(法人税法第2 条第9号の2に規 定する非営利型法 人をいう。以下こ の号において同 じ。)に該当するも のを除く。)及び一 般財団法人(非営 利型法人に該当す るものを除く。)並 びにこれらの法人 以外の法人で資本 金の額若しくは出 資金の額が1億円 以下のもの又は資	略

	本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）			本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）	
(2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）、 <u>導管ガス供給業</u> （法第72条の2第1項第2号に規定する <u>導管ガス供給業</u> をいう。以下この節において同じ。）及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）	略		(2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）、 <u>ガス供給業</u> （法第72条の2第1項第2号に規定する <u>ガス供給業</u> をいう。以下この節において同じ。）及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）	略	
(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節におい	略	イ 外形標準課税対象外法人	収入割及び所得割額の合算額	略	イ 外形標準課税対象外法人
					収入割及び所得割額の合算額

<p>て同じ。)。 <u>発電事業等</u> (同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。) <u>及び特定卸供給事業</u> (同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。)</p>			<p>て同じ。) <u>及び発電事業等</u> (同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)</p>		
<p>(4) 特定ガス供給業 (法第72条の2第1項第4号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この節において同じ。)</p>	<p>収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p>				
<p>2～5 略 (法人の区分経理の義務)</p>			<p>2～5 略 (法人の区分経理の義務)</p>		
<p>第56条 略 2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。 (1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 (2) 電気供給業 (次号に掲げる事業を除く。)、<u>導管ガス供給業及び保険業</u> (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電事</u></p>			<p>第56条 略 2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。 (1) 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 (2) 電気供給業 (次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業、保険業及び貿易保険業</u> (3) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び<u>発</u></p>		

業等及び特定卸供給事業

(4) 特定ガス供給業

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)、 (3)及び (4)に掲 げる事 業以 外の事 業	外形標準 課税対象 法人(受 託法人 (法第72 条の2の 2第3項 に規定す る受託法 人をい う。以下 この条に おいて同 じ。)を除 く。次項 において 同じ。)	略	100分の 1
	略	略	略
(2) 電気 供給業 ((3)に 掲げる事 業を除 く。)、 <u>導 管ガス供</u>	電気供給 業(小売 電気事業 等、 <u>発電 事業等及 び特定卸 供給事業</u>	略	略

電事業等

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 及び(3) に掲げ る事 業以 外の事 業	外形標準 課税対象 法人(受 託法人 (法第72 条の2の 2第3項 に規定す る受託法 人をい う。以下 この条に おいて同 じ。)を除 く。次項 において 同じ。)	略	略
		各事業 年度の 所得の うち年 400万円 以下の 金額	100分 の0.4
		各事業 年度の 所得の うち年 400万円 を超え 年800万 円以下 の金額	100分 の0.7
		各事業 年度の 所得の うち年 800万円 を超え る金額	100分 の1
	略	略	略
(2) 電気 供給業 ((3)に 掲げる事 業を除 く。)、 <u>ガ ス供給業</u>	電気供給 業(小売 電気事業 等及び <u>発 電事業等</u> を除 く。)、 <u>ガ ス供給業</u>	略	略

給業及び 保険業	を 除 く。)、 <u>導 管ガス供 給業及び 保険業を 行う法人</u>		
(3) 電気 供給業の うち小売 電気事業 等、 <u>発電事 業等及び 特定卸供 給事業</u>	略	略	
	外形標準 課税対象 外法人	各事業年 度の所得	100分の 1.85
(4) 特定 ガス供給 業	特定ガス 供給業を 行う法人	各事業年 度の収入 金額	100分の 0.48
		各事業年 度の付加 価値額	100分の 0.77
		各事業年 度の資本 金等の額	100分の 0.32

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(外形標準課税対象法人を除く。)及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額とする。

法人	金額	税率
特別法人	各事業年度の所得	100分の 4.9
<u>特別法人以外</u> の法人	略	

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する

及び保険 業	<u>ス供給業 及び保険 業を行う 法人</u>		
(3) 電気 供給業の うち小売 電気事業 等及び <u>発 電事業等</u>	略	略	
	外形標準 課税対象 外法人	各事業 年度の 所得の <u>金額</u>	100分 の1.85

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、その合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税 対象法人	各事業年度の付加 価値額	100分の 1.2
	各事業年度の資本 金等の額	100分の 0.5
	各事業年度の所得	100分の 1
特別法人	各事業年度の所得	100分の 4.9
<u>その他の法人</u>	略	

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する

法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)、(3)及び(4)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、 <u>導管ガス供給業</u> 及び保険業	略	
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略	
	各事業年度の所得	100分の1.85
(4) 特定ガス供給業	各事業年度の収入金額	100分の0.48
	各事業年度の付加価値額	100分の0.77
	各事業年度の資本金等の額	100分の0.32

5 略

法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、 <u>ガス供給業</u> 及び保険業	略	
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び <u>発電事業等</u>	略	
	各事業年度の所得の金額	100分の1.85

5 略

附則第3条を次のように改める。

(法人の事業税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下この条において「4年新条例」という。）の規定は、4年新条例の施行の日（以下この条において「4年新条例施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、4年新条例施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 4年新条例第54条第1項、第56条第2項並びに第58条第2項及び第4項の規定（これらの規定中特定卸供給事業に係る部分を除く。）は、4年新条例施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、4年新条例施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の鳥取県税条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2)、 <u>(3)及び(4)</u> に掲げる事業以外の事業	略	
	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第7項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資	略

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1) (2) <u>及び(3)</u> に掲げる事業以外の事業	略	
	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資	略

	本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）			本若しくは出資を有しないもの（以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。）	
(2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）、 <u>導管ガス供給業</u> （法第72条の2第1項第2号に規定する <u>導管ガス供給業</u> をいう。以下この節において同じ。）及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）	略		(2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）、 <u>ガス供給業</u> （法第72条の2第1項第2号に規定する <u>ガス供給業</u> をいう。以下この節において同じ。）及び保険業（貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。）	略	
(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節におい	イ 外形標準課税対象外法人	収入割及び所得割額の合算額	(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節におい	イ 外形標準課税対象外法人	収入割及び所得割額の合算額

<p>て同じ。)。 <u>発電事業等</u> (同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。) <u>及び特定卸供給事業</u> (同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。)</p>			<p>て同じ。) <u>及び発電事業等</u> (同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)</p>		
<p>(4) 特定ガス供給業 (法第72条の2第1項第4号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この節において同じ。)</p>	<p>収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p>				
<p>2～5 略</p> <p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業</p> <p>(2) 電気供給業 (次号に掲げる事業を除く。)、<u>導管ガス供給業及び保険業</u></p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等、<u>発電</u></p>			<p>2～5 略</p> <p>(法人の区分経理の義務)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事業の区分のうち2以上のものを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、事業に関する経理を当該区分ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) 次号<u>及び第3号</u>に掲げる事業以外の事業</p> <p>(2) 電気供給業 (次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業、保険業及び貿易保険業</u></p> <p>(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び発</u></p>		

事業等及び特定卸供給事業

(4) 特定ガス供給業

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2)、 (3)及び (4)に掲 げる事業 以外の事 業	外形標準 課税対象 法人(受 託法人 (法第72 条の2の 2第3項 に規定す る受託法 人をいう。 以下この 条において 同じ。))	略	100分 の1
	略	略	略
(2) 電気 供給業 ((3)に 掲げる事 業を除 く。)、 <u>導 管ガス供</u>	電気供給 業(小売 電気事業 等、 <u>発電 事業等及 び特定卸 供給事業</u>	略	略

電事業等

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 及び(3) に掲げる 事業以外 の事業	外形標準 課税対象 法人(受 託法人 (法第72 条の2の 2第3項 に規定す る受託法 人をいう。 以下この 条において 同じ。))	略	略
		各事業 年度の 所得の うち年 400万円 以下の 金額	100分 の0.4
		各事業 年度の 所得の うち年 400万円 を超え 年800万 円以下 の金額	100分 の0.7
(2) 電気 供給業 ((3)に 掲げる事 業を除 く。)、 <u>ガ ス供給業</u>	電気供給 業(小売 電気事業 等及び <u>発 電事業等</u> を除 く。)、 <u>ガ</u>	略	略
		略	略

給業及び 保険業	を 除 く。)、 <u>導 管ガス供 給業及び 保険業を 行う法人</u>		
(3) 電気 供給業の うち小売 電気事業 等、 <u>発電事 業等及び 特定卸供 給事業</u>	略	略	
	外形標準 課税対象 外法人	各事業 年度の 所得	100 分 の1.85
(4) 特定 ガス供給 業	特定ガス 供給業を 行う法人	各事業 年度の 収入金 額	100 分 の0.48
		各事業 年度の 付加価 値額	100 分 の0.77
		各事業 年度の 資本金 等の額	100 分 の0.32

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(外形標準課税対象法人を除く。)及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額とする。

法人	金額	税率
特別法人	各事業年度の所得	100 分 の 4.9

及び保険 業	<u>ス供給業 及び保険 業を行う 法人</u>		
(3) 電気 供給業の うち小売 電気事業 等 <u>及び発 電事業等</u>	略	略	
	外形標準 課税対象 外法人	各事業 年度の 所得の <u>金額</u>	100 分 の1.85

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額(外形標準課税対象法人にあっては、その合計額)とする。

法人	金額	税率
外形標準課税 対象法人	各事業年度の付加 価値額	100 分 の 1.2
	各事業年度の資本 金等の額	100 分 の 0.5
	各事業年度の所得	100 分 の 1
特別法人	各事業年度の所得	100 分 の 4.9

特別法人以外の法人	略		
4	租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。		
	事業	金額	税率
	(1) (2)、(3)及び(4)に掲げる事業以外の事業	略	
	(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、 <u>導管ガス供給業</u> 及び保険業	略	
	(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、 <u>発電事業等及び特定卸供給事業</u>	略	
		各事業年度の所得	100分の1.85
		各事業年度の収入金額	0.48
	(4) 特定ガス供給業	各事業年度の付加価値額	100分の0.77
		各事業年度の資本金等の額	100分の0.32
		略	
5	略		

その他の法人	略		
4	租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。		
	事業	金額	税率
	(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略	
	(2) 電気供給業((3)に掲げる事業を除く。)、 <u>ガス供給業</u> 及び保険業	略	
	(3) 電気供給業のうち小売電気事業等 <u>及び発電事業等</u>	略	
		各事業年度の所得の金額	100分の1.85
5	略		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条及び第5条の規定 公布の日
- (2) 第2条及び次条の規定 令和5年1月1日
- (3) 第3条及び附則第4条第2項の規定 令和5年4月1日
- (4) 第1条中鳥取県税条例第88条第3項の改正規定 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例第24条の3の規定は、令和5年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和4年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 納税義務者が令和4年1月1日前に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における第2条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第24条の3第3項の規定において読み替えて適用する旧条例第24条の3第2項の規定による控除は、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、第6条の規定による改正後の鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第8号）附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の鳥取県税条例（次項において「新令和2年改正前鳥取県税条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び次条第1項において「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和2年改正前鳥取県税条例第54条第1項、第56条第2項並びに第58条第2項及び第4項の規定（これらの規定中特定卸供給事業に係る部分を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第4条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、令和5年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（規則への委任）

第6条 第208回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

条例名等

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

獣医師の人材確保を図るため、初任給調整手当の額の改定等所要の改正を行う。

※初任給調整手当：採用が困難である職（医師・歯科医師・獣医師）の人材確保に向けて、給料表に基づく給料月額には別に加算して支給する手当

2 概要

(1) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職員に対する初任給調整手当について、支給月額及び支給期間の上限を次のとおり引き上げる。

	改正後	改正前
支給月額	60,000円	45,000円
支給期間	20年	9年

※支給月額は在職年数に応じて逡減（人事委員会規則で規定）

※生涯支給総額は6,576千円（現行 2,700千円）を予定

(2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

【全国状況 ※R3.4.1時点では39道府県が支給】

支給上限額	該当道府県
60,000円	— ※島根(R4.4~)
56,000	1(福井)
55,000	3(北海道,岐阜,香川)
50,000	6(島根,岡山,徳島 他)
45,200	1(福岡)
45,000	4(鳥取,青森,秋田,京都)
30,400~40,000	9(福島 他)
30,000	15(広島,山口 他)

支給期間	該当道府県
20年	7(北海道,富山 他)
15	25(岡山,広島 他) ※島根(R4.4~)
13	1(島根)
12	1(三重)
11	2(滋賀,和歌山)
10	2(山口,奈良)
9	1(鳥取)

生涯支給総額	該当道府県
7,000千円以上	2(北海道,岐阜)
6,000千円以上	4(青森,香川,富山,長野) ※島根(R4.4~ 6,516千円)
5,000千円以上	9(福岡,長崎,大分,鹿児島,宮崎,愛媛,徳島,高知,福井)
4,000千円以上	9(秋田,京都,熊本,福島,佐賀,沖縄,岡山・広島4,500千円,島根4,056千円)
3,000千円以上	8(石川,新潟,宮城,岩手,栃木,愛知,兵庫,群馬)
2,000千円以上	5(山形,三重,鳥取2,700千円,和歌山,滋賀)
1,000千円以上	2(奈良,山口1,980千円)
計	39(東京,神奈川,埼玉,千葉,山梨,静岡,大阪は支給無。茨城は獣医師手当として支給)

【鳥取県における獣医師初任給調整手当の改定状況】

	H18.4(手当創設)	H27.4(改定)
支給月額	30,000円	45,000円
支給期間	6年	9年
生涯支給総額	1,260千円	2,700千円

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>20年</u>以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>6万円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>9年</u>以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>4万5,000円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例																						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を改める。</p> <p>2 概要 (1) 新型コロナウイルス感染症対策の強化、ポストコロナを見据えた社会変革への対応の強化等により、知事の事務部局の職員の定数を3人増員し、2,824人に改めること。 (2) 高等学校の学級の減等により、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を9人減員し、2,221人に改めること。 (3) 水力発電施設コンセッション導入に伴う業務量の減少により、企業局の職員の定数を2人減員し、52人に改めること。 (4) 県独自の30人学級への対応等により、県費負担教職員の定数を9人増員し、4,028人に改めること。</p> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p> <p>[参考]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部局等</th> <th style="width: 60%;">条例定数の改正に係る主な内容</th> <th style="width: 20%;">条例定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事部局</td> <td> <主な増要因> ・新型コロナウイルス感染症対策の強化 ・ポストコロナを見据えた社会変革への対応の強化 ・ねんりんピック開催に向けた準備の加速化 ・医療的ケア児支援の強化 ・児童虐待・里親養育支援の強化 <主な減要因> ・業務体制の見直し(東京オリンピック・パラリンピック対応の終了や県税事務所体制の見直し) </td> <td style="text-align: center;">+3</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>水力発電施設コンセッション導入に伴う業務量の減少</td> <td style="text-align: center;">▲2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">+1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">県立学校の職員</td> <td style="width: 40%;">高等学校の学級の減等による定数減</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">▲9</td> </tr> <tr> <td>県費負担教職員</td> <td>県独自の30人学級への対応等による定数増</td> <td style="text-align: center;">+9</td> </tr> </tbody> </table>		部局等	条例定数の改正に係る主な内容	条例定数	一般行政部門等			知事部局	<主な増要因> ・新型コロナウイルス感染症対策の強化 ・ポストコロナを見据えた社会変革への対応の強化 ・ねんりんピック開催に向けた準備の加速化 ・医療的ケア児支援の強化 ・児童虐待・里親養育支援の強化 <主な減要因> ・業務体制の見直し(東京オリンピック・パラリンピック対応の終了や県税事務所体制の見直し)	+3	企業局	水力発電施設コンセッション導入に伴う業務量の減少	▲2	計		+1	県立学校の職員	高等学校の学級の減等による定数減	▲9	県費負担教職員	県独自の30人学級への対応等による定数増	+9
部局等	条例定数の改正に係る主な内容	条例定数																					
一般行政部門等																							
知事部局	<主な増要因> ・新型コロナウイルス感染症対策の強化 ・ポストコロナを見据えた社会変革への対応の強化 ・ねんりんピック開催に向けた準備の加速化 ・医療的ケア児支援の強化 ・児童虐待・里親養育支援の強化 <主な減要因> ・業務体制の見直し(東京オリンピック・パラリンピック対応の終了や県税事務所体制の見直し)	+3																					
企業局	水力発電施設コンセッション導入に伴う業務量の減少	▲2																					
計		+1																					
県立学校の職員	高等学校の学級の減等による定数減	▲9																					
県費負担教職員	県独自の30人学級への対応等による定数増	+9																					

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,824人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,814人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,221人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,020人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>52人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,028人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,821人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,811人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,230人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,029人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>54人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,019人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>包括外部監査契約の締結について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）契約の相手方 住 所 倉吉市大原637番地3 氏 名 牧野 芳光 資 格 税理士</p> <p>（2）契約の始期 令和4年4月1日</p> <p>（3）費用の算定方法 9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。</p> <p>（4）費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。</p>